

4. 学校安全対策の推進

【現状と課題】

- 学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要があります。
- 通学時の安全については、小学校新入学児童への帽子、ランドセルカバーの支給や中学生へのヘルメットの購入補助を行うことで、安全意識を高めるとともに事故の未然防止を図っています。また、防犯ブザーについては、児童生徒の希望者に貸与しています。
- 「平成27年度ワークショップ」では、中学生の部活終了後の帰宅時の安全の確保や中学生も遠距離の子どもはバス通学にしてほしいという意見も出ています。
- 小中学校の耐震化率は100%を達成していますが、既存校の老朽化も進んでいることから、地域の防災機能強化の観点からも、学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。また、非構造部材の耐震化等も必要な状況となっています。
- 各学校において、学校保健安全法を基に、学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、事件・事故や災害発生時に備え、避難訓練や不審者対応訓練、引き渡し訓練などを行い、児童生徒の防災に対する意識の高揚を図っています。今後は地域と連携した訓練を充実し、地域社会の一員として共助の意識を育てていくことも重要です。

【基本方針】

- 自転車通学をする中学生のヘルメットの購入補助、新入学児童に対するランドセルカバーの配布、なりたメール配信サービスを通じた不審者情報の配信などを行い、通学時の児童生徒の安全確保を図ります。
- 子どもたちが安全な環境で学習できるよう学校施設の非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス・窓枠、内壁、設備機器等）の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。
- 学校における防災教育と、学校・家庭・地域及び市関係部局が連携した防災訓練などの組織活動を通じて、児童生徒の防災意識を高め、地域の一員として社会に参画する態度を養います。

コラム：【取り組み紹介】 ～遠山中学校～

遠山中学校の周辺は、昔からの純農村地帯と新興住宅地域とが融合した地域です。学区が広範囲であり、95%以上の生徒が自転車で通学しています。交通事故が懸念されるため、交通安全教室や自転車点検等に学校全体で取り組み、事故の未然防止に努めています。



【施策・事業の展開】

(1) 安全教育の推進

- 自転車通学をする中学生を対象としたヘルメット購入の助成、新入学児童に対するランドセルカバーと黄色い帽子の支給、児童生徒への防犯ブザーの貸与、なりたメール配信サービスを通じて保護者への不審者情報の配信などを行い、通学時の児童生徒の安全確保を図ります。

(2) 学校における危機管理体制の整備

- 学校の管理下で起きた災害（負傷・疾病・障害又は死亡）に対する給付及びその掛金の免除により、保護者の負担軽減を図ります。
- 学校において不審者の侵入による犯罪被害の未然防止及び安全確保のため、防犯用具の配備や不審者侵入対策講習などを実施し防犯対策に努めるとともに、防犯に配慮した施設整備に努めます。
- 災害により被害を受けた学校施設等に対し、状況に応じた早期復旧を図り、安心して教育が受けられる施設の提供を行います。

(3) 学校の防災体制の充実

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の指定避難所にもなることから、避難所としての運営体制（鍵の管理、避難者の収容方法、関係者の役割分担、施設内の利用方法やルール等）の確立を図るとともに、学校施設の非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス・窓枠、内壁、設備機器等）の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。
- 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図ります。
- 地震や竜巻、雷雨等の自然災害や火災等において、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動を取ることができるよう「減災」の考え方や、自助・共助の意識を高めるため、学校・家庭・地域及び市関係部局が連携した防災訓練の実施や防災体制づくりを進めるとともに、各学校において危機管理マニュアルの随時見直しを行います。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
防災教育の推進	地域と連携した防災体制	校	11	9	12	18	24
	防災教育年間指導計画の作成	校	20	25	35	35	31

5. 学校施設の整備・活用

【現状と課題】

- 本市の学校施設について、「平成27年度ワークショップ」では、近隣に比較して恵まれているという声も上げられていますが、老朽化が進んでいる学校施設が多く、現地調査を行ったうえで、優先順位が高いと判断されるものから必要な整備（校舎、屋内運動場、水泳プール、遊具などの学校施設の部分改修や改造）を実施しています。
- 国内のCO₂の削減に貢献するとともに、児童の環境学習に資するため、小中学校への太陽光発電の導入を進めています。当面は新築、増築、大規模改造工事に合わせた整備を行いながら、すべての小中学校への設置を進めていく必要があります。
- 学校体育施設については、小中学校の体育施設（校庭・体育館）を、市民が積極的に活用できるように、平日の夜間（体育館）及び土・日・祝日を開放しています。しかし、年々利用団体、利用者数が増加し、特に体育館において新規団体が利用しにくい状況にあることが課題となっています。
- エレベーターの設置や多目的トイレなどを整備し、障がいのある児童生徒だけでなく誰にでも利用しやすい学校施設とするため、施設のバリアフリー化を推進しています。

【基本方針】

- 学校施設の適切な施設管理と計画的な施設改修を行うことにより、良好な学習環境の実現と学校施設の耐久性の確保を図ります。
- 学校施設を、児童生徒はもとより誰にでも利用しやすい施設にするため計画的な整備・バリアフリー化を推進します。
- 市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として学校体育施設(校庭・体育館)を開放し、地域施設としての活用を図ります。

【施策・事業の展開】

(1) 学校施設等の適正な維持・管理

- 学校施設等の現行の水準を維持しつつ、効率的な管理運営を行うとともに、エネルギーの省力化を図ります。
- 良好な教育施設の提供を図るため、経年により老朽化した施設の改修、変化する教育現場にふさわしい整備を推進します。
- 機能が著しく低下した空調設備の機能回復工事を実施し、良好な教育環境の整備を図ります。
- 教職員の厚生施設として教職員住宅の運営、維持管理を行います。

(2) 校舎等の計画的な整備・バリアフリー化の推進

- スロープの設置などによる段差の解消や多目的トイレ、必要に応じエレベーターの設置により、障がいのある児童生徒にも利用しやすい施設整備を推進します。
- 経年により損耗、機能低下した学校施設の大規模な改修及び用途変更に伴う改装等を行います。また、施設の長寿命化を図れるよう努めます。
- クラス数増による教室不足が生じた学校について、教室不足の解消等を図るため、校舎の増築やプレハブ仮設校舎の借上げを行います。
- 小中学校の新增築工事や大規模改修工事に合わせて太陽光発電を順次導入し、CO₂の削減を図るとともに、児童生徒が環境に対する学習を行いやすい施設整備を進めます。

(3) 地域施設としての学校活用

- 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場である学校体育施設(校庭・体育館)を市民が積極的に活用できるように、平日の夜間(体育館)及び土・日・祝日を開放します。
- 行政需要や地域の意向を考慮し、学校跡地(学校校舎、体育館、グラウンド及び付帯施設)を他の用途に転用を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
学校バリアフリー整備事業	エレベーター整備校	校	12	13	13	13	14
	多目的トイレ整備校	校	25	26	31	32	31
学校太陽光発電導入事業	太陽光発電設備整備校	校	4	5	10	12	20
学校体育施設開放事業	利用者数(プール開放を含む)	人	405,077	390,424	420,000	432,000	410,000
	開放校	校	39	35	35	35	31

基本目標5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

1. 学びのセーフティネットの構築

【現状と課題】

- 不登校等の状態にある児童生徒が増加しており、安全・安心で充実した教育機会を提供する「学びのセーフティネット」の構築が求められています。
- 企業の倒産やリストラなどによる経済的理由、また、離婚等による母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭の増加により就学困難と認められる学齢児童・生徒保護者に就学援助費（学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費等）を支給しています。必要な家庭への支援につながるよう、制度の周知を図るとともに、適正な運用に努めていく必要があります。
- 学校適正配置により学校が統合することで、通学に困難を抱える児童や、通学距離が4キロメートル以上の遠距離通学となる児童、成田空港建設に伴う特定地区（取香・天神峰・東峰）の児童については、引き続き安全な交通手段の確保を図る必要があります。
- 平成27年度、小中学校に在籍する外国人児童生徒は142人で、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は84人となっています。外国人児童生徒に対する日本語習得及び学校生活への適応支援のため14人の日本語教育補助員を配置していますが、外国人児童生徒は増加傾向にあり、日本語教育補助員の増員を検討していく必要があります。

【基本方針】

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒またはその保護者に対して、学用品費等の支援を行います。
- 学校適正配置による学校統合、遠距離通学、成田空港建設に伴う特定地区の児童に対し、安全な交通手段の確保を図ります。
- 小中学校に在籍する外国人児童生徒に対し、日本語習得や学校生活への適応のための支援を充実します。

コラム：【取り組み紹介】 ～三里塚小学校～

三里塚小学校は、成田国際空港に隣接しており、外国籍の児童が多く在籍しています。そのため、日本語補助教員による外国籍児童を対象としたワールド学級を設置し、日本語習得を支援しています。また、学校から配布する文書の翻訳など保護者支援の充実も進めています。



【施策・事業の展開】

(1) 学習機会の格差防止に向けた支援

- 子どもの貧困対策として、経済的理由により就学が困難な児童生徒またはその保護者に対して、学用品費等の支援を行います。また、対象となる児童生徒が特定の疾病にかかった場合、治療に要する費用について必要な援助を行います。
- 教育の機会均等と経済的負担の軽減を図るため、高校・大学等に入学または在学する者及びその保護者等が「国の教育ローン」を利用した場合、その返済利子の一部を助成します。
- 学生ボランティア等の協力を得て、公民館等で学習支援教室を開設するなど、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援活動を充実させます。

(2) 通学等にかかる支援

- 学校適正配置により学校が統合することに伴い、スクールバスを運行するなど、児童の通学時における安全の確保を図ります。
- 通学距離が4キロメートル以上の遠距離通学となる児童生徒に対し、バス定期乗車券購入費及び自転車通学への補助を行います。
- 成田空港建設に伴う特定地区（取香・天神峰・東峰）の児童の通学のため、児童通学用車を運行し、安全な通学手段の確保を図ります。

(3) 外国人児童生徒等の教育に対する支援

- 小中学校に在籍する外国人児童生徒に対し、日本語教育補助員による日本語習得及び学校生活への適応支援の充実を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
就学援助費支給事業	申請件数	件	841	826	826	826	826
	認定件数	件	790	772	772	772	772
教育資金利子等補給事業	補助件数	件	159	161	169	169	169
日本語教育補助員配置事業	補助員数	人	11	14	15	16	18

2. 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実

【現状と課題】

- 就学前の子どもに対しては、成田市学校適応専門指導員を配置し就学相談を行っています。就学後も、継続した就学相談を行うとともに、通常学級に在籍している児童生徒が困難に感じていることについて教育相談を行っています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の増加や、新たな言語通級指導教室の開設に伴い、特別支援教育に関する相談数が増加していることから、特別支援教育巡回指導員の配置を継続するとともに、専門的な指導助言のための人材確保を図っていく必要があります。
- 特別支援学級では、すべての学級で在籍児童生徒の個別の指導計画を作成し、指導にあたっています。また、通常学級在籍児童生徒の中で支援を要する児童生徒に対して、個別の指導計画の作成を促しており、作成する学校が増えてきています。
- 平成27年度現在、小学校14校に27名、中学校9校に13名の養護補助員を配置しています。児童生徒の障がいが多様化するなかで、通常学級に在籍する支援を要する児童生徒が増加しており、支援員の未配置校への配置等事業の拡充を検討していく必要があります。また、自閉症・情緒障がいの特別支援学級への入級児童生徒が増加しているため、養護補助員の増員が望まれています。
- 通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習を、保護者や通常学級担任と連携しながら取り組んでおり、相互の交流・理解のため継続して実施していく必要があります。
- 平成28年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関連するインクルーシブ教育^{※18}システム、合理的配慮^{※19}、基礎的環境整備等について教職員が正しく理解し、その上で現在行っている支援等の整理や見直しを行う必要があります。児童生徒一人一人への指導、支援を充実させるためのICTの充実、特別支援教育支援員、養護補助員の増員等が必要とされています。
- 就学に必要な経費の助成については、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費を保護者の負担能力の程度に応じて支給しています。通級指導による支援が必要な児童生徒も増加しており、指導用備品の整備など教育環境を整えていく必要があります。

【基本方針】

- 心身に障がいのある児童生徒に対する適切な就学支援、小中学校の通常学級における支援、特別支援学級等での教育的支援を充実します。また、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ります。
- インクルーシブ教育システム、合理的配慮、基礎的環境整備等について教職員への理解の浸透を図ります。
- 特別支援学級への就学のために必要な経費、特別支援学級の児童の教育に必要な経費への補助を行います。

※18 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対し、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な支援を行う教育のこと。

※19 学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮。

【施策・事業の展開】

(1) 指導・支援の充実

- 発達障がいや心身に障がいのある児童に対する学校適応専門指導員による適切な就学支援、入学後の適応指導等を充実します。
- 小中学校の通常学級に在籍する肢体不自由や発達障がいのある児童生徒に対し、特別支援教育支援員による学校教育活動上の日常生活の介助や学習活動上のサポートを充実します。研修等による特別支援教育コーディネーターの資質向上を図ります。
- 特別支援学級等に在籍する、特別な支援を必要とする児童生徒への多様化する教育ニーズに対応できるよう、養護補助員による教育的支援を充実します。
- 特別支援学級在籍児童生徒による通常学級との交流、特別支援学校在籍の児童生徒の居住地校交流など障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ります。
- 障がいのある児童生徒の心身の成長、発達について記録したライフサポートファイル^{※20}を有効活用し、就学時における福祉から教育への円滑な接続を図るとともに、就学中においても関係機関と連携した継続的な支援に努めます。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備に向けた取組の充実

- 障がいのある児童生徒一人一人に応じた個別の教育支援計画・指導計画の作成、早期からの一貫した支援体制の構築を図ります。また、指導、支援を充実させるためにICTの充実、特別支援教育支援員、養護補助員の増員等を図ります。
- 平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に伴うインクルーシブ教育システム、合理的配慮、基礎的環境整備等について教職員への理解の浸透を図ります。

(3) 特別支援教育への支援

- 特別支援学級への就学のために必要な経費、特別支援学級の児童の教育に必要な指導用備品に関する経費への補助を行います。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
特別支援教育支援員配置事業	支援員数	人	16	21	24	26	31
養護補助員配置事業	養護補助員配置数	人	36	40	43	45	50

※²⁰ 教育や福祉で支援が必要となる児童を対象に、一貫したサポートを受けられるよう日々の成長や支援内容を記録したファイル。

3. いじめ・不登校などへの対応の充実

【現状と課題】

- 複雑多様化している児童生徒の悩みに対して、本市では教育相談員を12校に配置するとともに、スクールカウンセラーを全中学校及び公津の杜小学校に配置し、各学校で様々な悩みの相談活動を行っています。相談件数も平成26年度の延べ相談件数は4,990件で、年々増加しています。
- 「平成26年度アンケート」でも、心配ごとなどで不安に感じている小学生が増加していますが、市内の拠点となる小学校12校に教育相談員を配置し、児童、保護者及び教職員への相談活動を行っています。小学校での教育相談の需要は年々高まっており、相談員の増員を図っていく必要があります。
- いじめについては、その様態が年々変容し、偽装化、巧妙化等が進むとともに、パソコンや携帯電話の普及に伴う新たな問題も生じています。本市では、平成25年6月のいじめ防止対策推進法の制定を受け、教育委員会及び各学校で策定した「いじめ防止の基本方針」に基づき、いじめ防止対策の総合的な推進を図っています。また、成田市いじめ問題対応マニュアルを年度ごとに見直し、改訂版を作成しています。
- 不登校児童生徒への適応指導及び保護者からの相談への対応、不登校児童生徒への適応指導を行う等、学校復帰を支援するため、教育支援センターに適応指導教室「成田市ふれあいる一む21」を開設しています。
- 不登校児童生徒の居場所として、教育支援センターは学校や保護者に浸透しており、ここから学校へ復帰したり高校へ進学したりする児童生徒も少なくないことから、長欠児童生徒の学校復帰の場としてさらに充実した運営を目指していくとともに、「成田市ふれあいる一む21」での教育相談については、さらなる周知を図っていく必要があります。

【基本方針】

- 多様化する児童生徒の心の問題、悩みに対応できるよう、教育相談体制の充実、関係機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- いじめをはじめとした多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、本市のいじめ問題対応マニュアルの活用を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めます。
- 不登校の児童生徒とその保護者を対象とした教育相談を充実し、学校復帰を支援します。

コラム：【取り組み紹介】 ～成田中学校～

成田中学校は、市内で最も歴史のある中学校として伝統を継承しつつ、生徒会を中心に生徒活動の充実と学力の向上に取り組んでいます。生徒会は「進化する成中 ～服装・態度・いじめゼロ～」を掲げ、主体的に生徒自らがより生活しやすい学校環境にしようと各委員会が活動しています。



【施策・事業の展開】

(1) 教育相談体制の充実

- 多様化する児童生徒の悩みに対する教師の対応のあり方について、小学校への教育相談員の配置を進め、学校における精神保健の充実を図ります。

(2) 指導体制の確立

- いじめに関する保護者等からの様々な苦情・要望等について、学校単独での対応が困難な場合については、学校問題解決支援チームによる専門的な見地からの指導、助言、支援を通じて問題解決を図ります。
- いじめによる自殺などの重大事案が発生した際には、「成田市いじめ問題専門部会」を開催します。

(3) いじめ防止対策の推進

- 中学校だけでなく、市内の拠点となる小学校 12 校に教育相談員を配置して児童、保護者及び教職員への相談活動を行い、各機関と連携して、いじめ、不登校の予防及び早期発見・早期対応、問題行動を起こす児童への対応を図ります。
- より多くの学校で教育相談員を活用できるよう、教育相談員の増員、資質の向上を図るとともに、重篤ないじめ案件が発生した場合におけるマニュアルを作成し、迅速な対応ができるようにします。

(4) 不登校児童生徒支援体制の充実

- 教育支援センター（適応指導教室「成田市ふれあいる一む 21」）において、不登校児童生徒の集団生活への適応、保護者の相談その他学校復帰のための支援に向けた取組を充実します。不登校児童生徒数の状況などを考慮しながら「成田市ふれあいる一む 21」サテライトの設置について検討します。また、「成田市ふれあいる一む 21」での教育相談について、広く周知啓発を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
思春期の児童生徒の悩み に対する支援事業	研修会実施	回	4	4	5	6	7
	参加人数	人	68	70	80	90	100
問題を抱える子ども等の 自立支援事業	教育相談員配置校	校	8	12	13	15	17
教育支援センター運営事業	指導員	人	7	7	8	9	9
学校が楽しい(「まあ楽しい」 「とても楽しい」と回答した 児童生徒の割合*	小学生	%		91.2	91.5	92.0	93.0
	中学生	%		88.4	88.5	89.0	90.0

*平成 26 年度アンケート調査による。

基本目標6 社会の変化に対応した教育を推進する

1. 情報教育の充実

【現状と課題】

- 社会の情報化の急速な発展等に伴い、情報通信技術を最大限活用した 21 世紀にふさわしい学びと学校が求められています。
- 本市では、中学校に校内 LAN を整備し、校内における情報の共有化と事務効率の向上に取り組んでいますが、今後さらに、小学校の普通教室への LAN 整備、無線 LAN 環境の整備、タブレット端末の導入等が課題となっています。なお、タブレット端末等の効果的な活用についても併せて検討していく必要があります。
- 国の「教育の情報化ビジョン^{※21}」においては、学校における校務の情報化は、教職員が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とし、校務の負担軽減を図り、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものであることが示されており、本市においても、教職員の事務効率の一層の向上を図るため校務支援システムの効果的な導入を図っていく必要があります。
- 一方で、生活の様々な場面で児童生徒等が携帯電話やパソコンを利用する機会が増加し、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたり、携帯電話等を使ったいじめが発生するなどの問題が生じていることから、児童生徒をインターネット上の有害情報から守り、また、児童生徒等の情報モラルを育成することが課題となっています。
- 本市では、情報モラルに関する校内研修を各学校で実施し、児童生徒に対しては情報モラルの授業を実施しています。また、全体保護者会で情報モラルについての共通理解を図っている学校も増えてきています。
- 児童生徒をインターネット上の有害情報から守り、児童生徒等の情報モラルを育成するためには、学校、保護者のみならず、企業や地域社会が一体となって取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- 全小中学校にタブレット端末を導入するなど、さらなる情報教育及び教育環境の充実を図り、情報通信技術を活用した効果的な教育を推進します。
- 校務の効率化や教職員の実務負担改善に向けて、校内 LAN の整備や校務支援システムの導入に努め、さらなる教育の質の向上を図ります。
- 児童生徒がネット利用等に関するルールや責任等を理解し、適切な行動をとることができるよう情報モラル教育を推進します。

※²¹ 「教育の情報化ビジョン～21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」平成 23 年 4 月、文部科学省。

【施策・事業の展開】

(1) 校内のICT環境の充実

- 情報化技術の活用能力を育成し、情報通信技術を活用した効果的な教育を行うために、全小中学校へのタブレット端末導入、小学校の普通教室へのLANの整備を行い、学習環境整備を推進するとともに、ICT活用に関するトラブル時のサポート体制の充実に取り組みます。
- 小中学校における情報の一元化や成績管理の効率化などを推進する校務支援システムの導入に努め、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、さらなる教育の質の向上を図るとともに、教職員の実務負荷改善を図ります。

(2) 情報リテラシー・情報モラル教育の推進

- 情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、児童生徒がネット利用等に関するルールや責任等を理解し、適切な行動をとることができるよう情報モラル・マナーを身に付けるための学習活動を推進します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
教育用コンピュータ整備事業	タブレット導入校数	校	0	0	10	30	31
校内LAN整備事業	普通教室校内LAN整備(小学校)	校	0	1	14	20	21
情報モラル教育の推進	校内情報研修	回	1	1	2	2	3



2. キャリア教育の充実

【現状と課題】

- 産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化など社会の変化が激しい中で、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。
- 小中学校では、健全な勤労観・職業観を養う体験活動の充実が図られており、小学校では、職場見学や職業人講話など、地域や家庭と連携して、働くことの目的や意義について学ぶ機会を設けています。また、中学校では職場体験学習を行い、地域の大人とふれあう中で、職業観や勤労観の育成を目指す活動が行われています。
- そのほか、ドリームスクールジャンプ事業を活用し、職業人を講師として招聘するなどの活動を積極的に推奨しています。
- 今後は、学習指導要領の全面実施に伴い、総合的な学習の時間が削減されたことで、キャリア教育の実施のあり方について検討していく必要があります。

【基本方針】

- 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するため、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 地域や地域の企業・事業所等と連携・協力した職場体験活動などの取組を推進し、地域の大人とふれあう中で、職業観や勤労観の育成を図ります。

【施策・事業の展開】

(1) 学校におけるキャリア教育の推進

- 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するため、児童生徒の発達の段階に応じ、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。

(2) 職場体験学習の推進

- 地域や地域の企業・事業所等と連携・協力した職場体験活動・インターンシップ等の体験活動や外部人材の活用などの取組を推進します。小学校では、職場見学や職業人講話などの取組を推進します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
キャリア教育の推進	実施校数	校	39	35	35	35	31
職場体験学習の実施	実施校数(中学校)	校	10	10	10	10	10
将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合*	小学生	%		79.7	79.8	80.0	81.0
	中学生	%		56.6	57.0	58.0	60.0

*平成26年度アンケート調査による。

3. 人権教育の推進

【現状と課題】

- 学校における人権教育については、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標とされています^{※22}。
- 各学校では、人権教育の推進を図るため全体計画・年間指導計画を作成し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、組織的な取組が進められています。
- 本市では、命を大切にするキャンペーンに各学校1学期中を強化期間として取り組み、小中学校では年1回「人権教育研修会」を実施し、教職員の人権感覚を磨いています。また、平成26年度に実施した「学校人権教育の推進に関する実態調査」を分析し、各学校での人権教育に役立てています。

【基本方針】

- 教育活動全体を通して人権教育を推進し、かけがえない自分や他者の心や命を尊重する教育の徹底に努めます。
- 児童生徒の人権感覚の高揚を図るとともに、教職員の人権感覚を磨くための研修等を充実します。

【施策・事業の展開】

(1) 人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育の推進

- 人権教育の推進を図るため全体計画・年間指導計画を作成するとともに、校内指導体制を確立し、計画的・組織的に人権教育の推進に努めます。また、保護者・地域・関係機関等と連携を図り、人権教育の推進に努めます。
- いじめ、命の大切さ、思いやりの心、人権、規範・マナー等をテーマに「いのちを大切にするキャンペーン」の取組を推進します。
- 教職員の人権感覚を磨くための研修等を充実し、人権を尊重し、不合理な差別を許さない教育を推進します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
人権尊重教育の推進	命を大切にする キャンペーン実施校	校	39	35	35	35	31

※²² 文部科学省資料「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]平成20年3月」による。

4. 学校・家庭・地域の連携による取組の推進

【現状と課題】

- 家庭教育学級は、望ましい保護者のあり方や子どもに対する教育の資質を高めることなどを目的として、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校の協力を得て実施しています。家庭教育に対する関心の低い保護者の参加を促すことが課題となっている一方で、時間的・生活的な余裕がなく、家庭教育を充分に行うことができない家庭、ひとり親家庭や貧困家庭も増加しており、より困難を抱えた家庭への支援について新たな方策を講じていく必要があります。
- 「平成27年度ワークショップ」では、家庭環境について、家庭で行うべきしつけが学校に任されている、多様な問題を抱えた家庭が増えているという意見が挙げられている一方で、「平成26年度アンケート」結果の子どもの教育で悩む保護者が増加していることから、家庭教育に関する支援や相談体制のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 教育基本法に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されたことで、全国で学校支援地域本部事業の取組が進められており、学校現場における課題やニーズが多様化し、複雑化する中で、専門的知識・技能や経験をもつ地域の人材を学校支援ボランティアとして活用し、多様な教育活動を展開していくことが求められています。
- 本市では、地域人材のデータベース化を行い、学校の要請に応じて様々なボランティアを紹介しています。また、学校教育支援事業所リストを全小中学校へ配付しており、登録リストの積極的な活用を図っていく必要があります。
- 土曜日の授業については、「平成26年度アンケート」では6割近い保護者が希望していますが、「平成27年度ワークショップ」では通常の授業実施の他に、体験型授業、補習、隔週での実施など様々な意見が見られました。今後の学習指導要領の改定、見直しの動向を見極めながら、今後の実施のあり方を検討していく必要があります。
- 「学校教育フォーラム」においては、子どもたちの地域における交流や社会参加を通じて、地域で子どもたちを見守っていくことの大切さについて、意見が出されました。

【基本方針】

- 家庭教育学級での学習活動を通して、親として必要な心構えや知識・技能を身につけ、個々の家庭教育力の向上を図ります。
- 同じ学校に所属する保護者の仲間づくり、保護者への教育相談、学校を通じた家庭教育への支援を充実するとともに、地域コミュニティの形成につなげていきます。
- 学校支援地域本部の取組を推進し、地域コーディネーターを中心に、地域が参画するボランティア活動の組織化を行い、学校のニーズに応じた効果的な支援を図ります。
- 保護者や退職教員、大学生など多様な地域人材と協働し、放課後や土曜日等の教育活動を推進します。

【施策・事業の展開】

（１）学校等を通じた家庭教育の支援

- 同じ学校に所属する保護者の仲間づくり、コミュニケーションを深めることにより、地域の教育力の向上や問題を持つ家庭の孤立化を防ぎます。
- すべての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や相談対応などによる家庭教育支援を実施します。
- 講師選定情報や学びの楽しさと有益さを実感できる学習プログラムを提示し、各学級単独の学習にとどまらない、地域を巻き込んだ学習の機会を持ち、地域コミュニティの形成につなげていきます。
- 教育相談室における教育相談や家庭児童相談室における家庭児童相談との連携を図り、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

（２）地域で学校を支援する取組の推進

- すべての学校区において、学校支援地域本部を設置し、地域ボランティアによる学習支援や環境整備、登下校時の見守りなどの学校支援活動を行う体制の構築を図ります。
- コミュニティスクール^{※23}の実施に向け、本市にふさわしいあり方を研究します。

（３）放課後、土曜日等の教育活動の推進

- 放課後、土曜日等の教育活動については、今後も、体験学習活動や社会体育活動の推進を図るとともに、地域ボランティアや学生ボランティアの協力による学習支援教室を開設するなどの様々な取組を推進します。また、土曜授業については、国の動向を注視しながら検討します。

コラム：【取組み紹介】 ～豊住小学校～

豊住小学校は、本校を母校とする保護者がたいへん多く、学校に対して非常に協力的です。豊住小の校訓でもある福沢諭吉翁由来の「独立自尊」を合言葉とし、地域との連携を一層密にして、地域コミュニティの核としての学校づくりを進めています。



※²³ 地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進するため、保護者、地域住民、学校関係者等からなる学校運営協議会を置き、学校運営に意見を反映させる仕組み。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
家庭教育学級開催事業	家庭教育学級 参加者数	人	9,623	10,536	10,500	10,500	10,700
学校支援地域本部事業	地域コーディネーターの配置	人	0	0	34	34	29
放課後子ども教室推進事業	参加児童数	人	102	198	290	320	410
	ボランティアの数	人	77	109	135	150	180



第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進を図ります。

第2節 計画の周知

本計画の実施にあたっては、子どもの教育に関わるすべての市民への周知を図り、意識啓発を行い、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して市民へ周知するための広報活動を積極的に展開します。

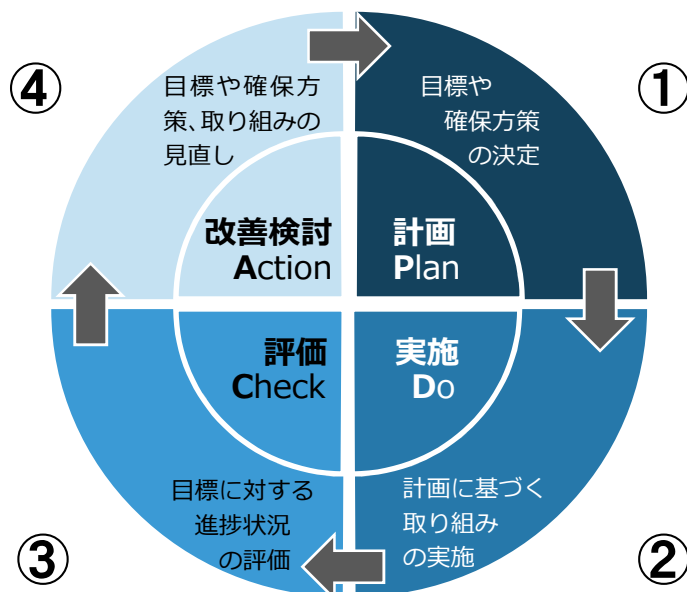
第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、設定した目標に関連するデータの収集等を定期的を実施し、各年度において計画の実施状況について外部の有識者を含めた委員会を組織し点検・評価を行いながら、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営を目指していきます。

【PDCAサイクル】

- ① **Plan**（計画） 施策や事業に関する目標、その確保方策等を定める
- ② **Do**（実施） 上記①の方策等を実施する
- ③ **Check**（評価） 定期的にも上記①の見込み等の進捗状況について評価する
- ④ **Action**（改善検討） 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う

*見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。



資料編

1. 成田市学校教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、成田市学校教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 成田市学校教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他成田市学校教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員10人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 各種団体等関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、成田市学校教育振興基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、教育総務部教育総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

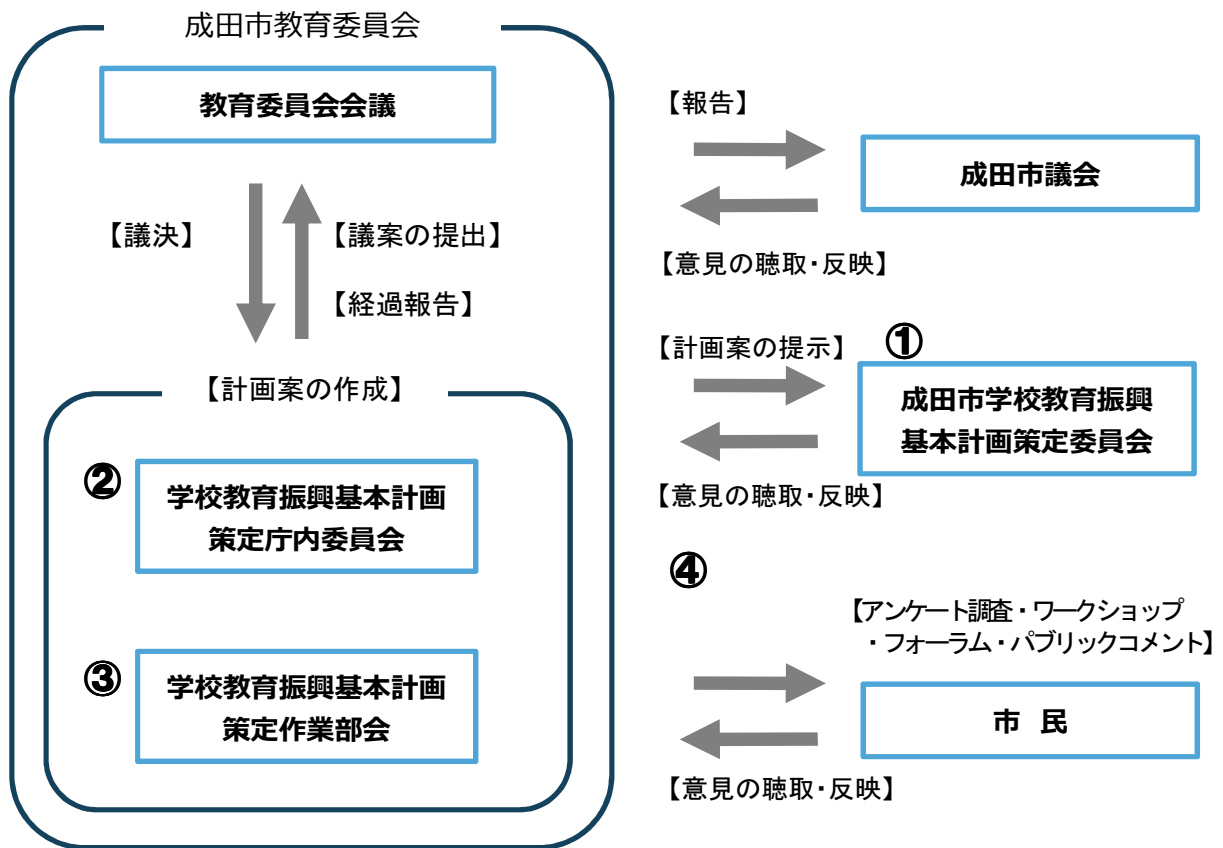
附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2. 成田市学校教育振興基本計画策定委員会名簿

区分	氏名（敬称略）	所属等	
識見を有する者 （第3条第1号）	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長	
識見を有する者 （第3条第1号）	太田 洋	東京家政大学人文学部 英語コミュニケーション 学科教授	
学校教育関係者 （第3条第2号）	櫻崎 弘美	成田市立大栄幼稚園園長	
学校教育関係者 （第3条第2号）	渡邊 直行	公津の杜小学校校長	成田市校長会推薦
学校教育関係者 （第3条第2号）	渡邊 邦明	大栄中学校校長	成田市校長会推薦
学校教育関係者 （第3条第2号）	渡邊 信治	成田国際高等学校校長	成田警察署管内学 校警察連絡委員会 推薦
各種団体等関係者 （第3条第3号）	桑村 雄一	成田市 PTA 連絡協議会 会長	
各種団体等関係者 （第3条第3号）	渡邊 昌美	成田市青少年育成市民 会議会長	
その他教育委員会が 必要と認める者 （第3条第4号）	寺内 章喜	成田市学区審議会委員長	
その他教育委員会が 必要と認める者 （第3条第4号）	野村 豊	成田市教育事務点検評価 委員	

3. 計画の策定体制



①成田市学校教育振興基本計画策定委員会における検討

(平成 27 年度設置／委員構成：学識経験者、学校教育関係者他)

②学校教育振興基本計画策定庁内委員会における検討

(平成 26 年度設置／委員構成：教育委員会、市長部局関係部課長)

③学校教育振興基本計画策定作業部会における検討

(平成 26 年度設置／委員構成：教育委員会、市長部局関係職員)

④市民意見の反映

- ・アンケート調査 (平成 26 年度実施／対象：小学生、中学生、児童生徒の保護者、教職員など)
- ・ワークショップ (平成 27 年度実施／各中学校区 10 か所各 1 回／参加者：市内小中学校の児童生徒や保護者、学校関係者、地域住民等)
- ・学校教育フォーラム (平成 27 年度開催／1 回)
- ・パブリックコメント (平成 27 年度実施)

4. 策定経過

年 月	内 容
平成 26 年 5 月 13 日	作業部会（第 1 回） ・策定スケジュール、学校教育に関する現状と課題、アンケート調査について
5 月 26 日	庁内委員会（第 1 回） ・計画の趣旨、策定スケジュール、アンケート調査について
6 月 10 日～7 月 10 日	アンケート調査の実施
10 月 16 日	作業部会（第 2 回） ・策定に向けた現状と課題、基本的な考え方の整理について
11 月 12 日	庁内委員会（第 2 回） ・策定に向けた現状と課題、基本的な考え方の整理について
平成 27 年 1 月 23 日	作業部会（第 3 回） ・計画の方向性と体系案の検討
2 月 5 日	庁内委員会（第 3 回） ・基本理念と基本目標（案）の検討
5 月 25 日	作業部会（第 4 回） ・計画の施策体系、主な取組等の検討
5 月～7 月	市内 10 か所でワークショップの実施
6 月 1 日	庁内委員会（第 4 回） ・計画の基本理念、基本目標の検討
7 月 28 日	策定委員会（第 1 回） ・各種調査等の報告 ・基本方針等の報告、承認
8 月 27 日	作業部会（第 5 回） ・計画素案（計画の具体的な取組）の検討
10 月 21 日	庁内委員会（第 5 回） ・計画素案（計画の具体的な取組）の検討
11 月 5 日	策定委員会（第 2 回） ・計画素案（計画の具体的な取組）の報告、意見聴取、承認
12 月 20 日	学校教育フォーラム ・学校教育に関する講演及びパネルディスカッション
平成 27 年 12 月 17 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	計画素案についてのパブリックコメントの実施
平成 28 年 1 月 29 日	庁内委員会作業部会合同会議（第 6 回） ・パブリックコメント結果報告、計画最終案の報告
2 月 12 日	策定委員会（第 3 回） ・パブリックコメント結果報告、計画最終案の報告、承認

5. アンケート調査の結果

【アンケート調査の概要】

本調査は、平成13年に策定した「成田市学校教育長期ビジョン」を見直し、新たに「成田市学校教育振興基本計画」を策定するにあたって、児童生徒、保護者、教職員の状況や意識を把握し、策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

1. 調査の種類および調査対象者

調査種別	調査対象者
①小学生調査	市内各公立小学校に在籍する児童（4・6年生）
②中学生調査	市内各公立中学校に在籍する生徒（2年生）
③保護者調査	①、②の児童・生徒の保護者
④教職員調査	市内各公立小・中学校に勤務する教職員

2. 調査期間

平成26年6月10日～平成26年7月10日

3. 回収結果

調査種別	発送数（通）	回収数（通）	回収率（%）
①小学生調査	2,376	2,326	97.9%
②中学生調査	1,139	1,069	93.9%
③保護者調査	3,515	3,027	86.1%
④教職員調査	942	831	88.2%
合計	7,972	7,253	91.0%

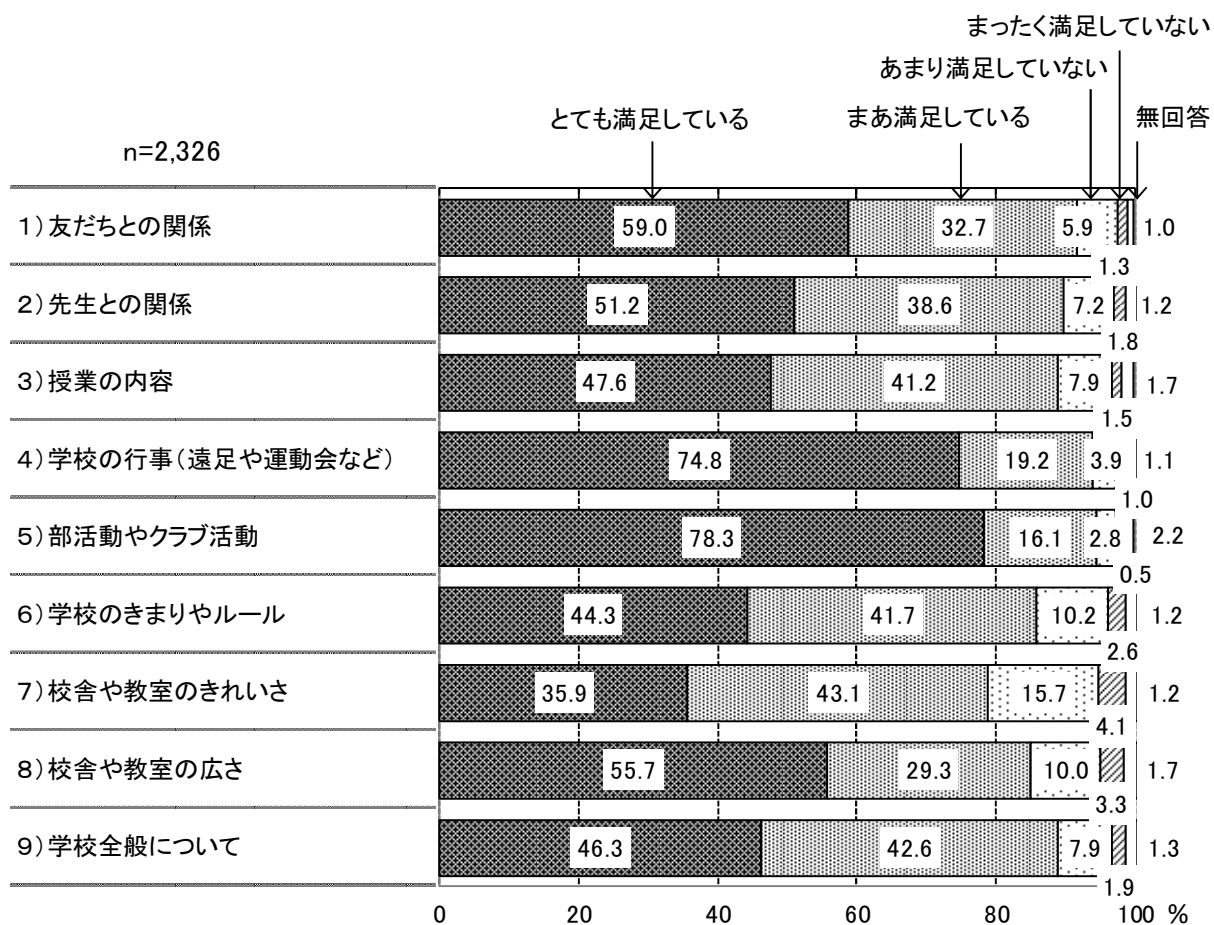
4. 調査結果の見方

- ①集計した数値（%）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけ（単数回答）の場合、選択肢の数値（%）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ②回答者数を分母として割合（%）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ③回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される場合があることにご留意ください。

【小学生調査の結果】

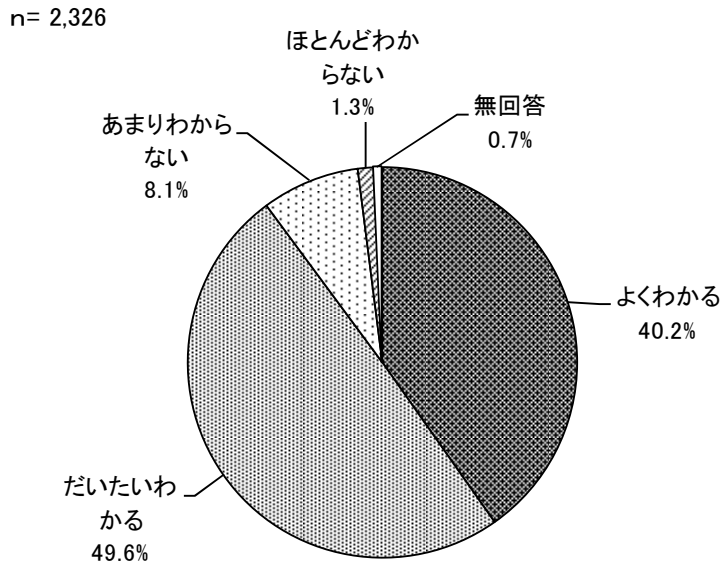
(1) 学校生活に関する満足度（単数回答）

学校生活に関することに対する満足度について、とても満足している割合は、「部活動やクラブ活動」が78.3%で最も高く、次いで「学校の行事（遠足や運動会など）」が74.8%とこれらが7割を超えています。次いで、「友だちとの関係」が59.0%、「校舎や教室の広さ」が55.7%、「先生との関係」が51.2%などとなっています。



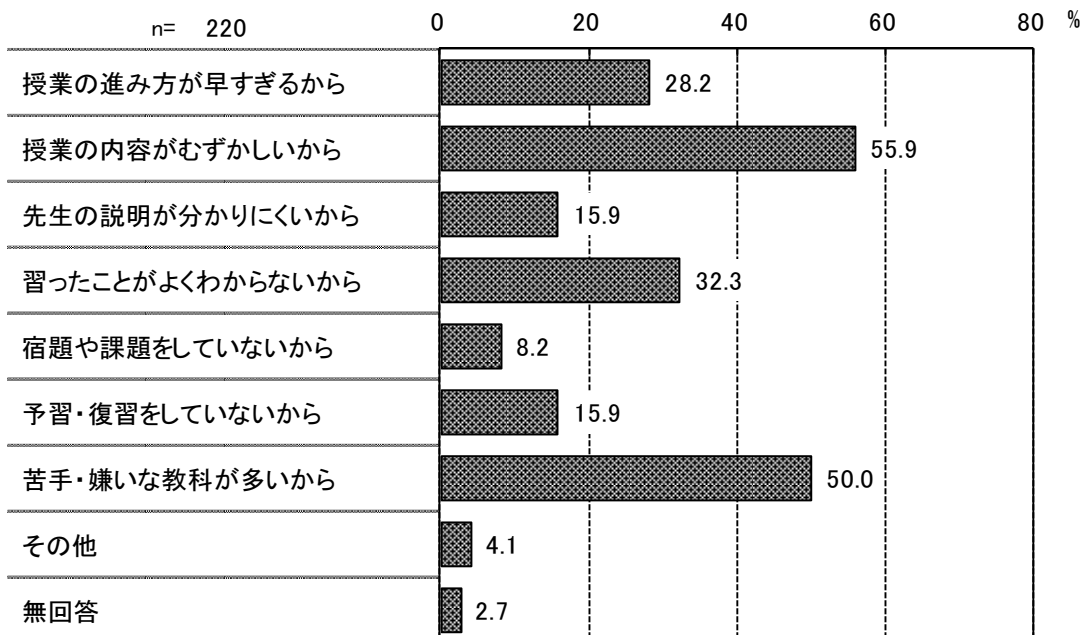
(2) 授業の理解度（単数回答）

学校の授業がどのくらい分かるかについては、「よくわかる」が40.2%、「だいたいわかる」が49.6%で、あわせて89.8%が『わかる』と回答しています。



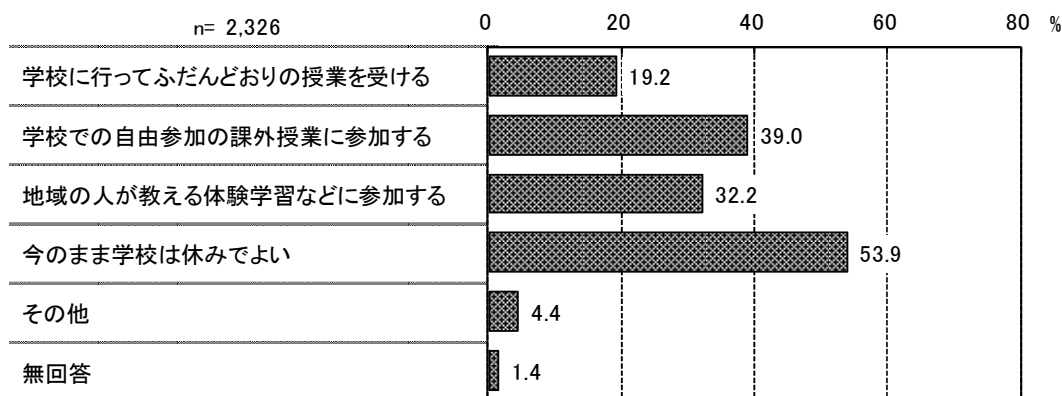
(3) 授業が分からない理由（複数回答）

授業が分からない理由については、「授業の内容がむずかしいから」が最も多く 55.9%、次いで「苦手・嫌いな教科が多いから」が 50.0%、「習ったことがよくわからないから」が 32.3%、「授業の進み方が早すぎるから」が 28.2%などとなっています。



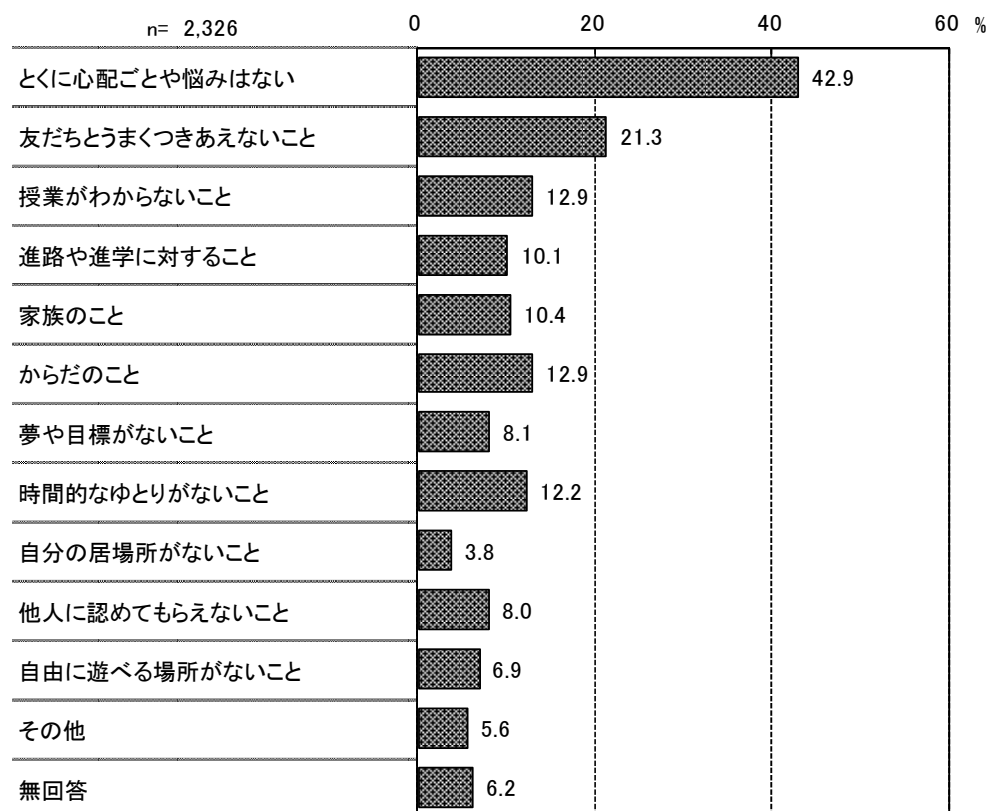
(4) 土曜日の授業・学習への希望（複数回答）

土曜日の授業・学習への希望については、「今のまま学校は休みでよい」が 53.9%と最も多く、次いで「学校での自由参加の課外授業に参加する」が 39.0%、「地域の人から教える体験学習などに参加する」が 32.2%、「学校に行きふだんどおりの授業を受ける」が 19.2%となっています。



(5) 心配ごとや悩み（複数回答）

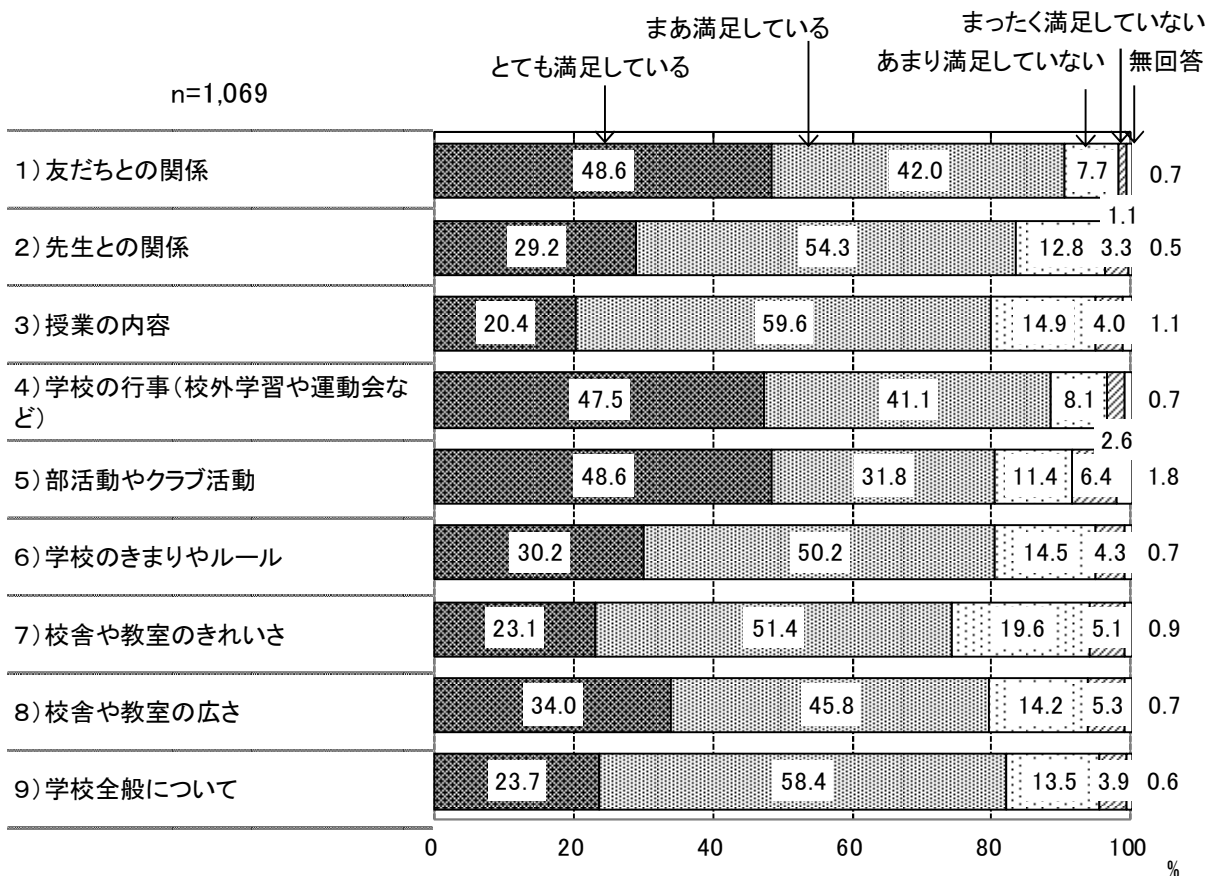
心配ごとや悩みについては、「とくに心配ごとや悩みはない」が 42.9%と最も多く、次いで「友だちとうまくつきあえないこと」が 21.3%、「授業がわからないこと」、「からだのこと」がともに 12.9%、「時間的なゆとりがないこと」が 12.2%などとなっています。



【中学生調査の結果】

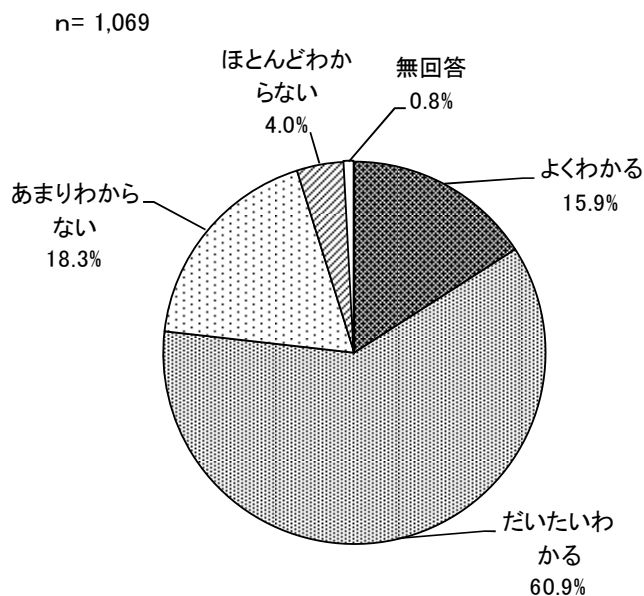
(1) 学校生活に関する満足度（単数回答）

学校生活に関することに対する満足度について、とても満足している割合は、「友だちとの関係」と「部活動やクラブ活動」が48.6%で最も多く、次いで「学校の行事（校外学習や運動会など）」が47.5%などとなっています。



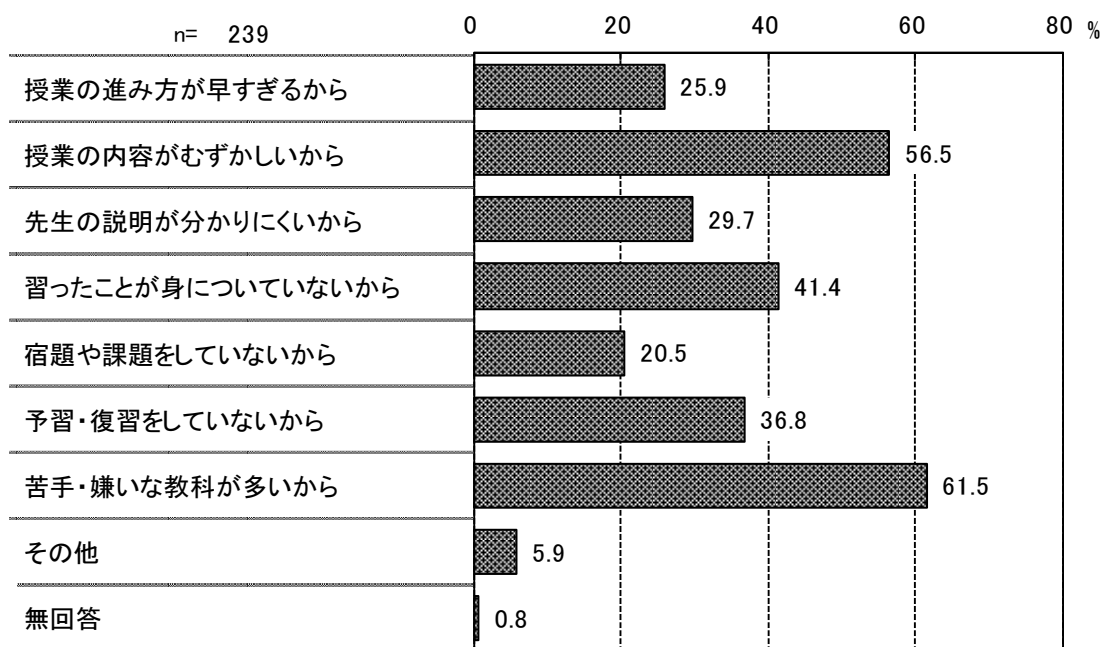
(2) 授業の理解度 (単数回答)

学校の授業がどのくらい分かるかについては、「よくわかる」が15.9%、「だいたいわかる」が60.9%、「あまりわからない」が18.3%、「ほとんどわからない」が4.0%となっています。



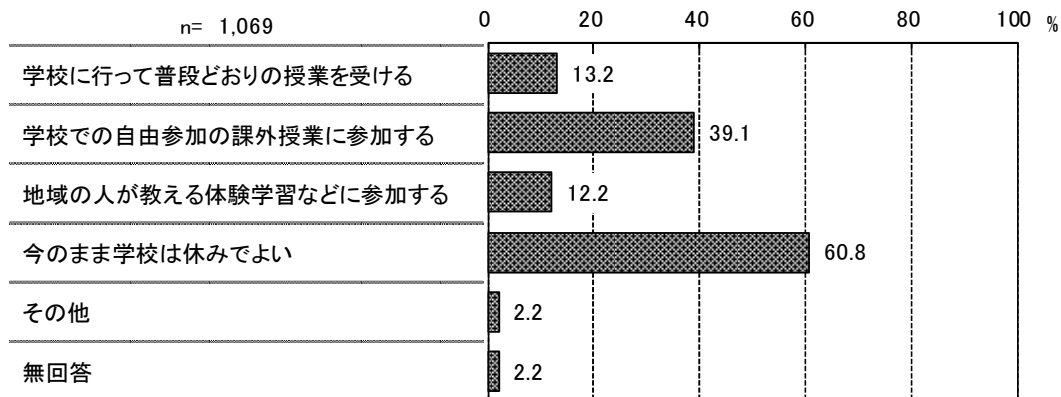
(3) 授業が分からない理由 (複数回答)

授業がわからない理由については、「苦手・嫌いな教科が多いから」が最も多く61.5%、次いで「授業の内容がむずかしいから」が56.5%、「習ったことが身につけていないから」が41.4%などとなっています。



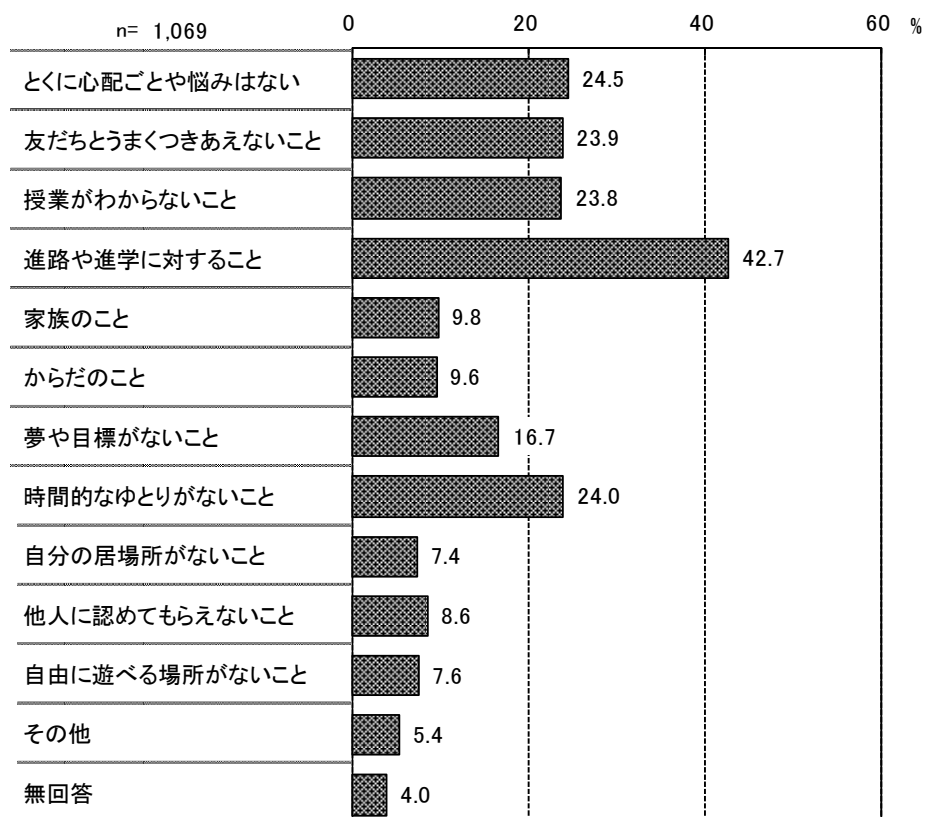
(4) 土曜日の授業・学習への希望（複数回答）

土曜日の授業や学習への希望については、「今のまま学校は休みでよい」が 60.8%と最も多く、次いで「学校での自由参加の課外授業に参加する」が 39.1%、「学校に行つて普段どおりの授業を受ける」が 13.2%などとなっています。



(5) 心配ごとや悩み（複数回答）

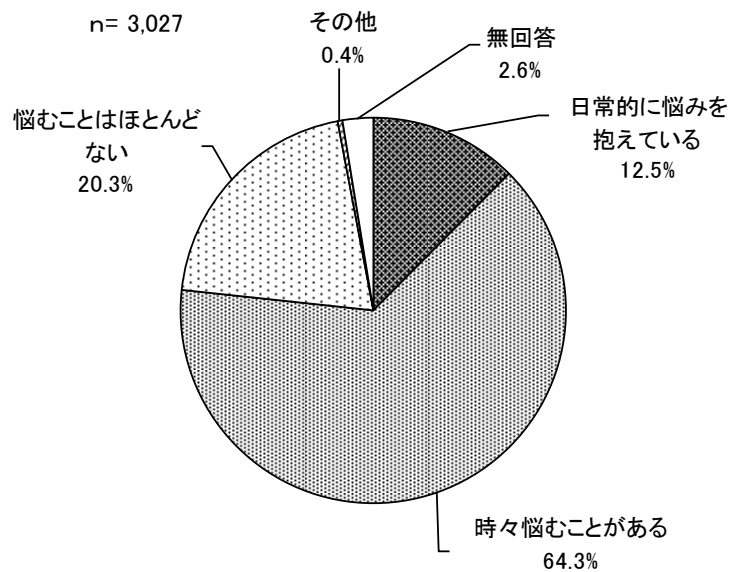
心配ごとや悩みの理由については、「進路や進学に対すること」が最も多く 42.7%、次いで「とくに心配ごとや悩みはない」が 24.5%、「時間的なゆとりがないこと」が 24.0%、「友だちとうまくつきあえないこと」が 23.9%などとなっています。



【保護者調査の結果】

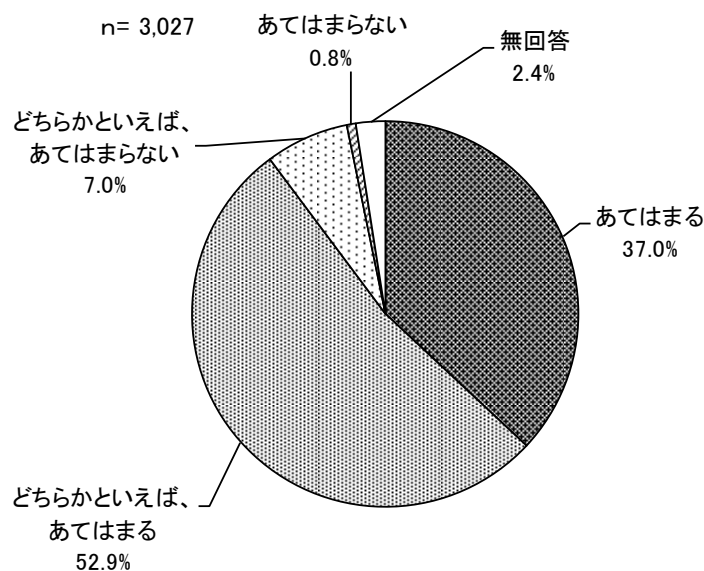
(1) 子どもの教育に関する悩み（単数回答）

子どもの教育に関する悩みについては、「日常的に悩みを抱えている」が12.5%、「時々悩むことがある」が64.3%で、あわせて76.8%が『悩みを抱えている』と回答しています。



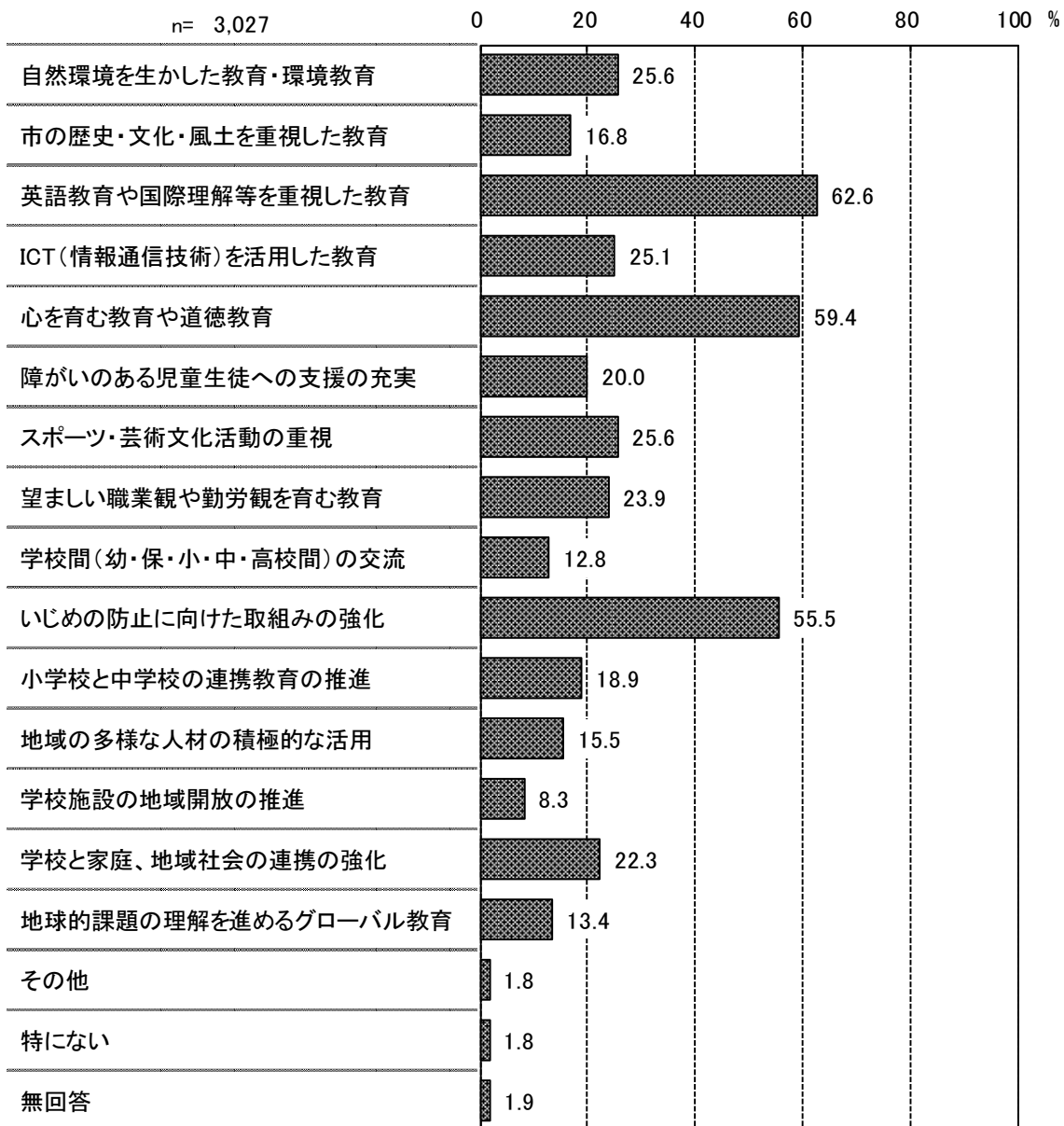
(2) 子どもの社会的しつけ（単数回答）

子どもに対して社会的しつけを厳しく教えているかについては、「どちらかといえば、あてはまる」が最も多く52.9%、次いで「あてはまる」が37.0%で合わせて89.9%が『あてはまる』と回答しています。



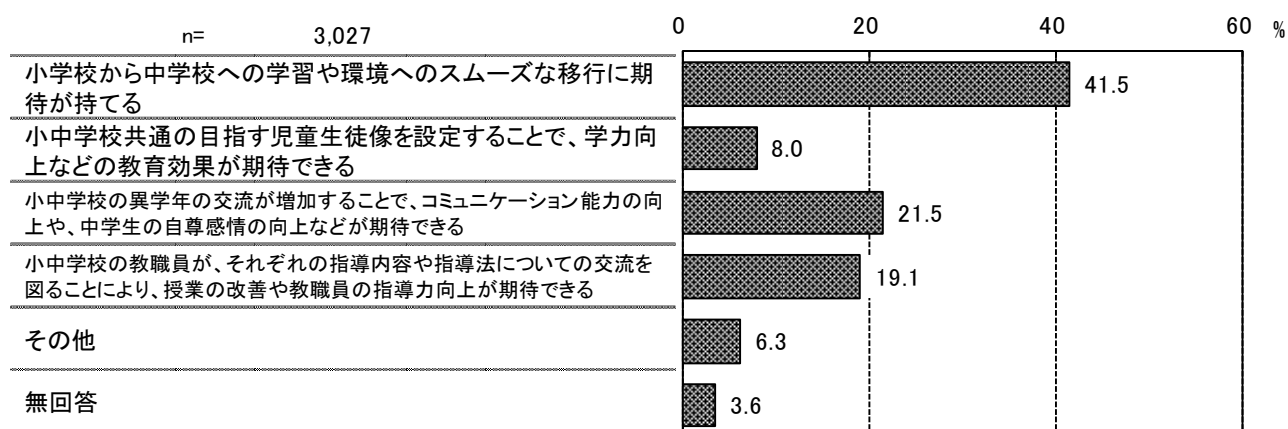
(3) 成田市の学校教育で力を入れていくべきこと（複数回答）

成田市の学校教育（小・中学校）で力を入れていくべきことについては、「英語教育や国際理解等を重視した教育」が最も多く 62.6%、次いで「心を育む教育や道徳教育」が 59.4%、「いじめの防止に向けた取組みの強化」が 55.5%、「自然環境を生かした教育・環境教育」「スポーツ・芸術文化活動の重視」がともに 25.6%などとなっています。



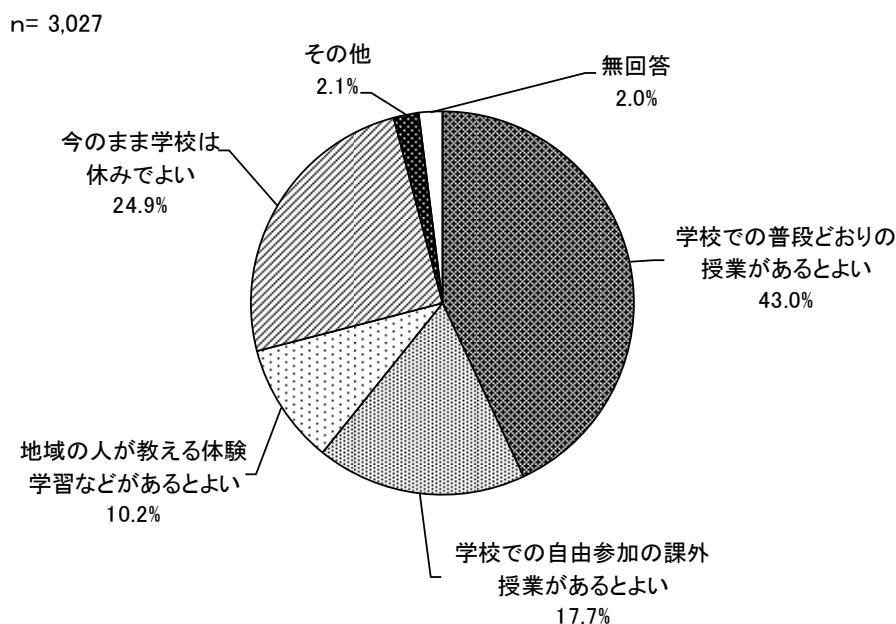
(4) 小中連携教育についての考え方（単数回答）

小中連携教育の取組については、「小学校から中学校への学習や環境へのスムーズな移行に期待が持てる」が最も多く41.5%、次いで「小中学校の異学年の交流が増加することで、コミュニケーション能力の向上や、中学生の自尊感情の向上などが期待できる」が21.5%、「小中学校の教職員が、それぞれの指導内容や指導法についての交流を図ることにより、授業の改善や教職員の指導力向上が期待できる」が19.1%などとなっています。



(5) 土曜日の授業や学習への希望（単数回答）

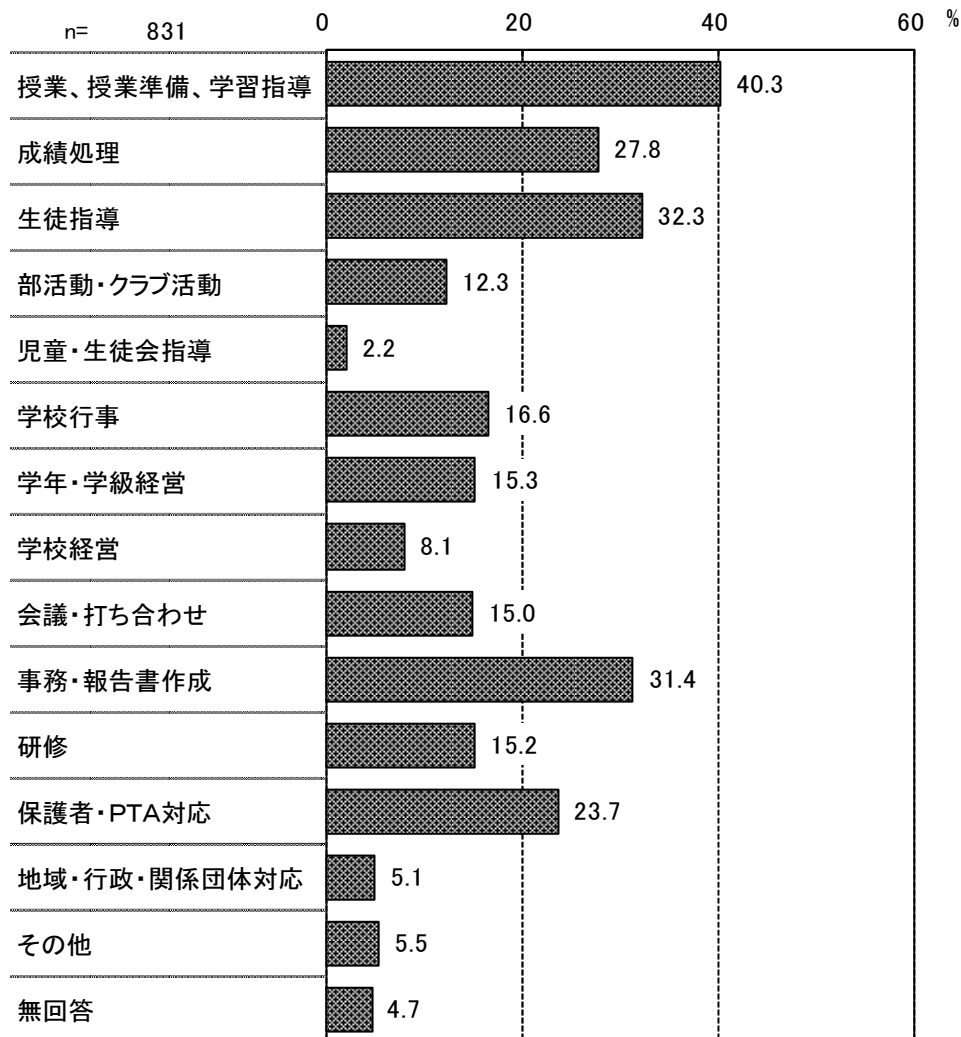
土曜日の授業や学習への希望については、「学校での普段どおりの授業があるとよい」が最も多く43.0%、次いで「今のまま学校は休みでよい」が24.9%、「学校での自由参加の課外授業があるとよい」が17.7%、「地域の人が教える体験学習などがあるとよい」が10.2%となっています。



【教職員調査の結果】

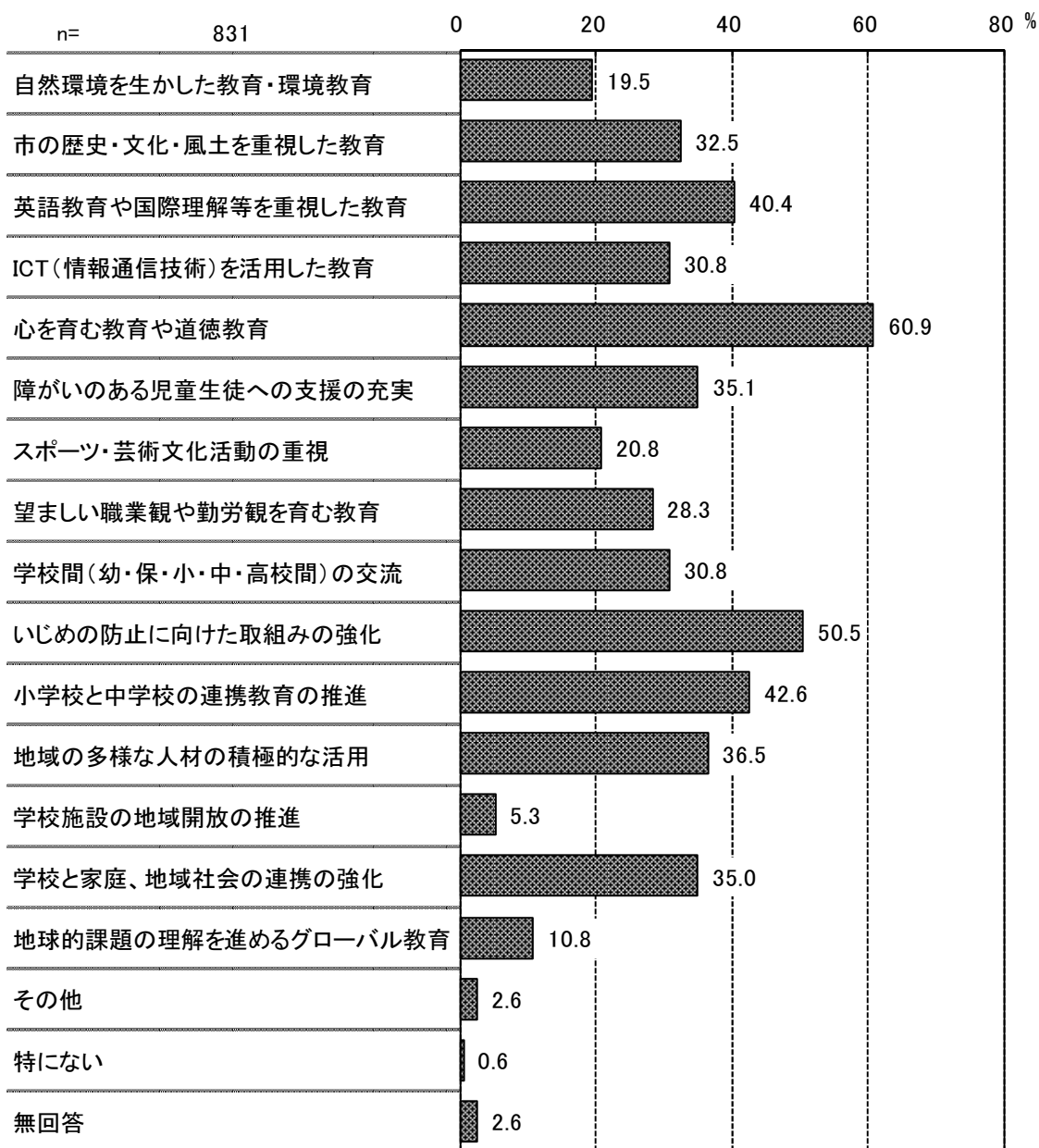
(1) 特に大変だと感じる業務（複数回答）

特に大変だと感じることについては、「授業、授業準備、学習指導」が最も多く 40.3%、次いで「生徒指導」が 32.3%、「事務・報告書作成」が 31.4%、「成績処理」27.8%、「保護者・PTA対応」が 23.7%などとなっています。



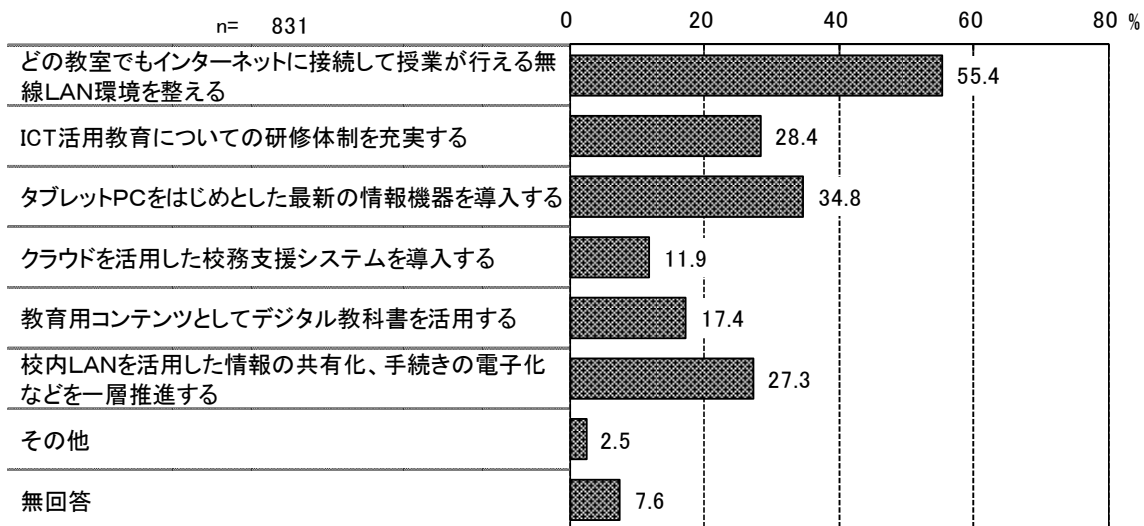
(2) 成田市の学校教育で力を入れていくべきこと（複数回答）

成田市の学校教育（小・中学校）で今後どのような点に力を入れていくことが望ましいと思うかについては、「心を育む教育や道徳教育」が最も多く 60.9%、次いで「いじめの防止に向けた取組みの強化」が 50.5%、「小学校と中学校の連携教育の推進」が 42.6%、「英語教育や国際理解等を重視した教育」が 40.4%、「地域の多様な人材の積極的な活用」36.5%などとなっています。



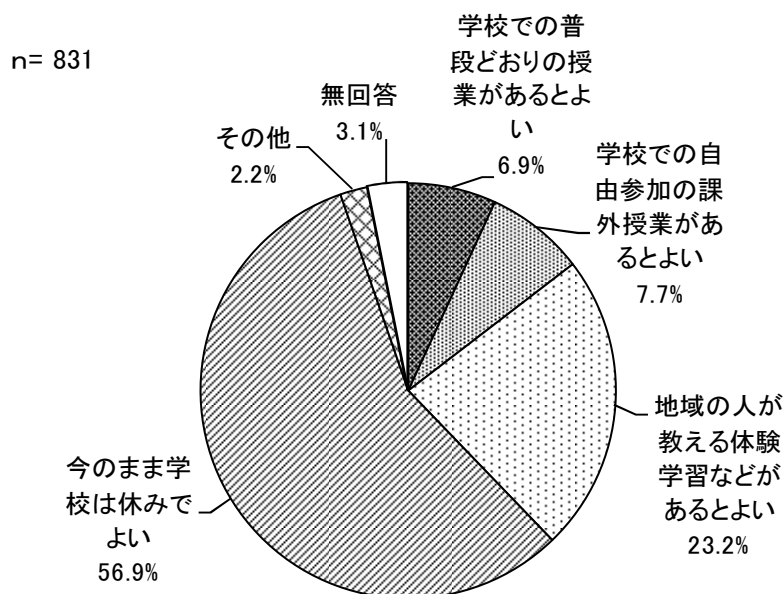
(3) ICT環境の整備等への要望（複数回答）

今後の学校のICT環境の整備等については、「どの教室でもインターネットに接続して授業が行える無線LAN環境を整える」が最も多く55.4%、次いで「タブレットPCをはじめとした最新の情報機器を導入する」が34.8%、「ICT活用教育についての研修体制を充実する」が28.4%、「校内LANを活用した情報の共有化、手続きの電子化などを一層推進する」が27.3%などとなっています。



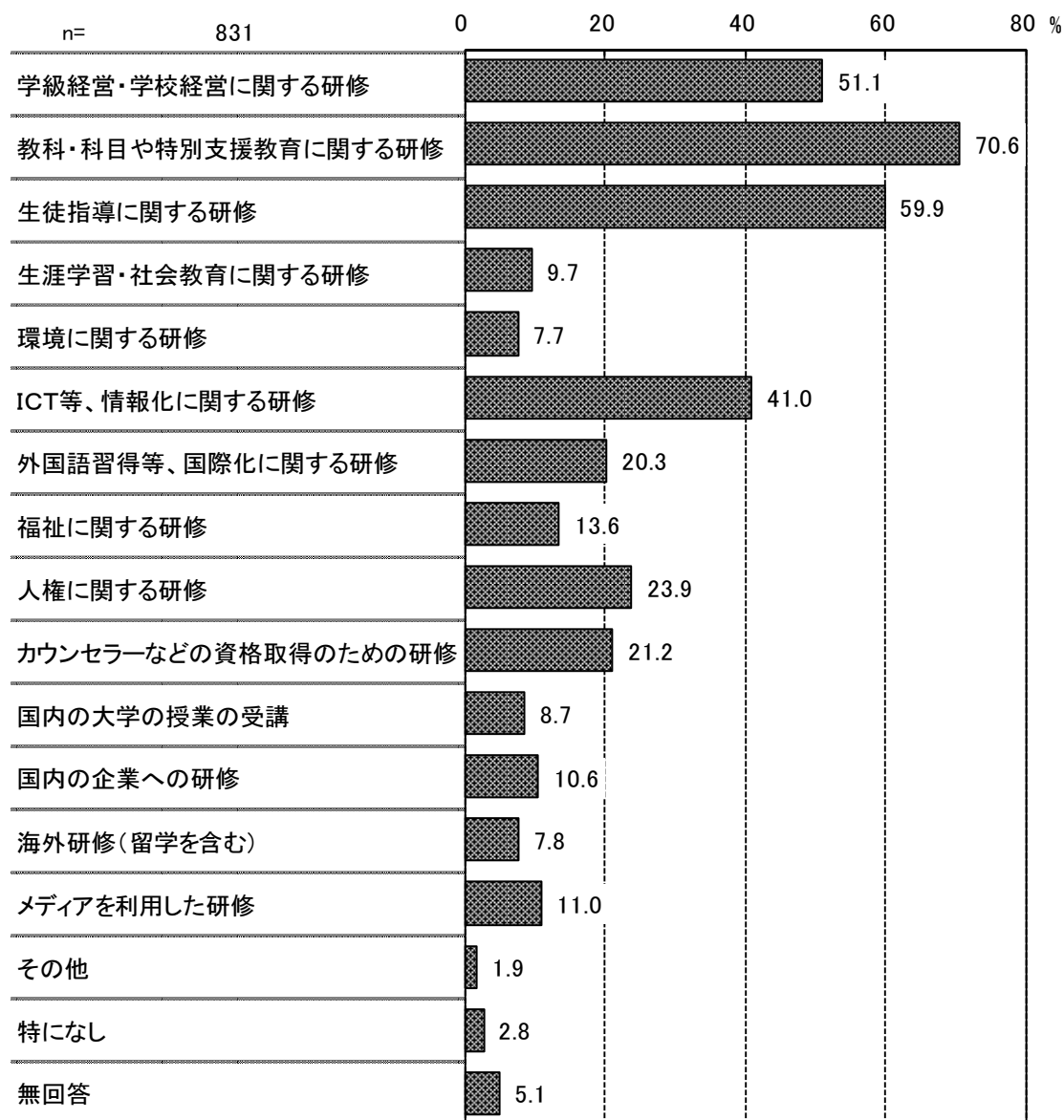
(4) 土曜日の授業や学習への考え方（単数回答）

土曜日の授業や学習については、「今のまま学校は休みでよい」が56.9%で最も多く、次いで「地域の人ที่教える体験学習などがあるとよい」が23.2%、「学校での自由参加の課外授業があるとよい」が7.7%、「学校での普段どおりの授業があるとよい」が6.9%となっています。



(5) 教員研修制度の内容・方法として重要なこと（複数回答）

教員研修制度の内容・方法として特に重要だと思われるものについては、「教科・科目や特別支援教育に関する研修」が最も多く 70.6%、次いで「生徒指導に関する研修」が 59.9%、「学級経営・学校経営に関する研修」が 51.1%、「ICT等、情報化に関する研修」が 41.0% などとなっています。



6. ワークショップの結果概要

【ワークショップの実施概要】

本計画の策定に伴い、平成27年5月から7月にかけて、本市の10の中学校区ごとに、各1回ずつ、全10回にわたりワークショップを実施し、市内小中学校の児童生徒や保護者、学校関係者、地域の方々から学校教育に関する様々な意見の聴き取りを行いました。以下にその主な結果についての概要を示します。

No	中学校区	学校名	期日	参加者数
1	成田中学校区	成田中・成田小・豊住小・美郷台小	5月10日(日)午前	36人
2	遠山中学校区	遠山中・遠山小・三里塚小・本城小	6月21日(日)午前	30人
3	久住中学校区	久住中・久住小	6月14日(日)午前	17人
4	西中学校区	西中・公津小・加良部小・新山小	6月28日(日)午前	28人
5	中台中学校区	中台中・向台小・中台小	5月24日(日)午前	23人
6	吾妻中学校区	吾妻中・橋賀台小・吾妻小	5月24日(日)午後	24人
7	玉造中学校区	玉造中・八生小・玉造小・神宮寺小	5月31日(日)午前	34人
8	下総中学校区	下総みどり学園(下総中・下総小)	6月14日(日)午後	16人
9	大栄中学校区	大栄中・大須賀小・桜田小・前林小・津富浦小・川上小	7月5日(日)午前	45人
10	公津の杜中学校区	公津の杜中・平成小・公津の杜小	6月28日(日)午後	24人



【ワークショップの結果】

出された意見を 16 のテーマごとに分類した結果を下記に示します。

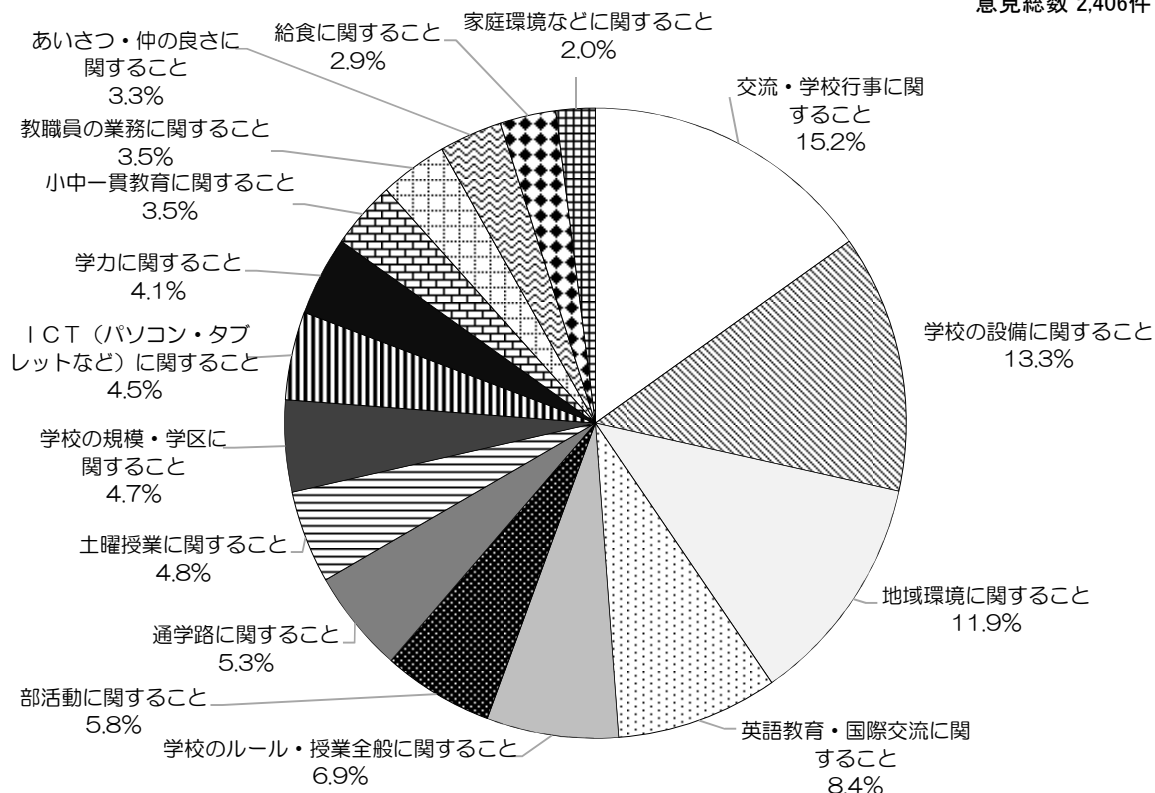
テーマ	主な意見(順不同)
1 通学路に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・バス通学で体力が付かない ・学区が広いため、通学が大変 ・集団登下校が必要 ・中学生の部活終了後の帰宅時の安全性が心配 ・通学路の歩道が危ない
2 部活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の生徒数によって困難な部活がある ・中学校の部活の数が少ない ・部活の顧問が先生方の負担になっている ・部活の指導者がいない ・部活動の人数が少ない
3 英語教育・国際交流に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室に英語の本が少ない ・英語教育が充実している ・英語を生活科で取っているため、生活科の時間が足りない ・英語の授業は週 4～5 日あるので十分である ・もっと外国の人と関わりを持ちたい
4 土曜授業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・部活に集中したいので、ない方がよい ・半日でもいいので授業をしてほしい ・土曜日は授業を実施してほしい ・土曜日の授業か平日 1 日あたり 1 時限授業を増やす ・土曜日の授業が増えるのはよい
5 ICT(パソコン・タブレットなど)に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に十分な備品の数がそろっていない ・パソコンを使った授業は分かりやすい ・スマホ等でのいじめがある ・ICT授業は先生がやり方がわからないと授業にならない ・ICTはあるが、あまり活用されていない
6 学校の設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具が足りない ・体育館が狭い ・設備、施設に恵まれている ・図書室の本の数量が学校により格差がある ・市内の学校により、設備等に格差がある
7 交流・学校行事に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・友だち同士の関わり方、遊び方がうまくいかない子がいる ・地域の人とのかかわりがあまりない ・地域が協力してくれる ・小中連携をもう少ししてほしい ・学区が広く地域間の交流が難しい
8 給食に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・給食はおいしい ・給食の量のバランスが悪い ・給食のメニューを工夫してほしい ・給食が冷めていることがある ・給食があまりおいしくない

9 小中一貫教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性があり、旧小学校間のまとまりに時間がかかる ・小中一貫校はメリットがある ・小中一貫校には賛成である ・行事が画一化され、つまらなくなるのではないか ・交流はあっても教育は別々に行うべきである
10 学校の規模・学区に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・同中学校区内でも小学校の人数に差がある ・単学級で人のかかわりが少ない ・大規模校の児童が多すぎる ・市内で児童数の差がありすぎる ・家庭数が少ないので、PTAを探すのが大変
11 学校のルール・授業全般に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・遊ぶ時間が少ない ・放課後の時間が少ない ・読書時間が少ない ・オープンスクールなど、授業参観以外の子どもの様子が見られてよい ・学校のルールでわかりにくいところがあるので、確認したい
12 あいさつ・仲の良さに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が少ないので、みんな仲がよい ・小中合同のあいさつ運動はよい取組である ・児童生徒の仲がよい ・子どもたちが親や先生に対して尊敬する気持ちを持っていない ・家庭のしつけを学校の先生に求めている
13 地域環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史が古く、自然が豊か ・自然はあるが、子ども達が使える場所が少ない ・地域活動への保護者の参加が少ない ・みんなで遊べる公園がない ・近くに同じ年くらいの子どもがいない
14 学力に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・適度な競争は学習に必要である ・朝学習の必要な地域がある ・成田市の学力レベルを公表してほしい ・学習機会の格差をなくす必要がある ・テストが嫌いだという子どもばかりではない
15 教職員の業務に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・流行を追いすぎていて、教職員の負担が大きい ・副担任の先生が異動すると、指導方法に差が出る ・調査や出張が多い ・多忙を感じる ・準要、要保護家庭が増えたため、学校事務が多忙化している
16 家庭環境などに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・夜遅くまで子どもだけにいる家庭が増加している ・生活環境の格差、家庭の問題、親の問題が大きい ・子どもの成長には家庭の協力は不可欠である ・子どもの睡眠時間が心配である ・学校によっても保護者の協力が格差がある

【各中学校区の意見の集計結果】

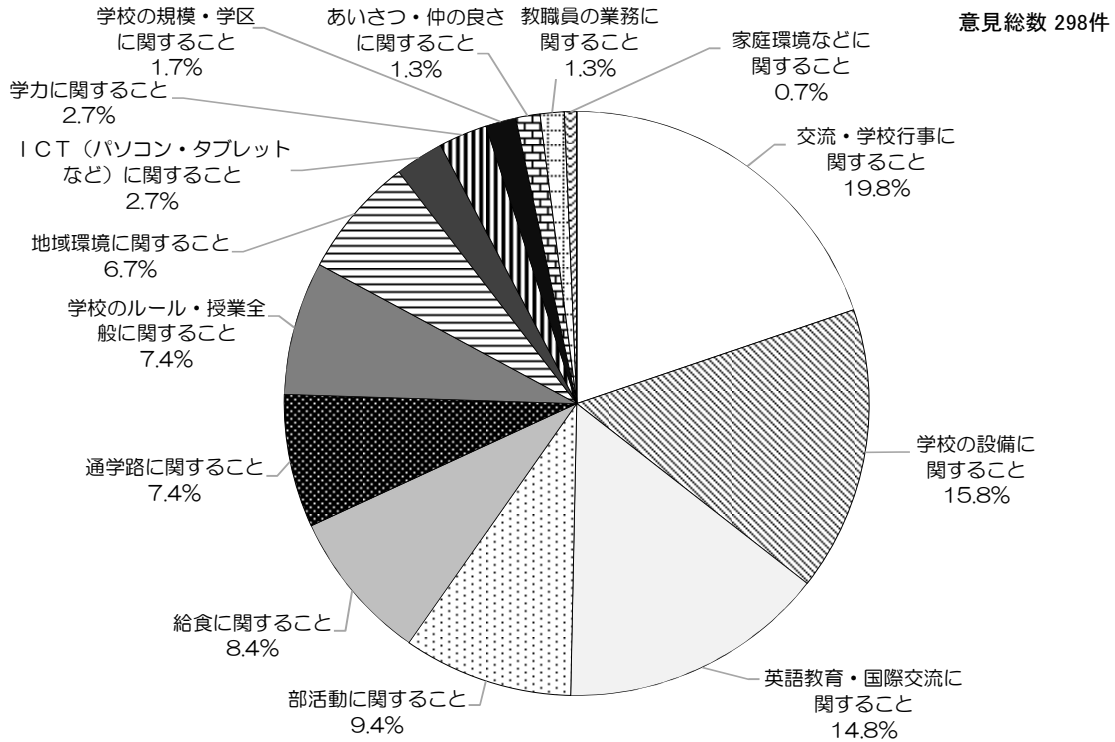
○ 全体

意見総数 2,406件

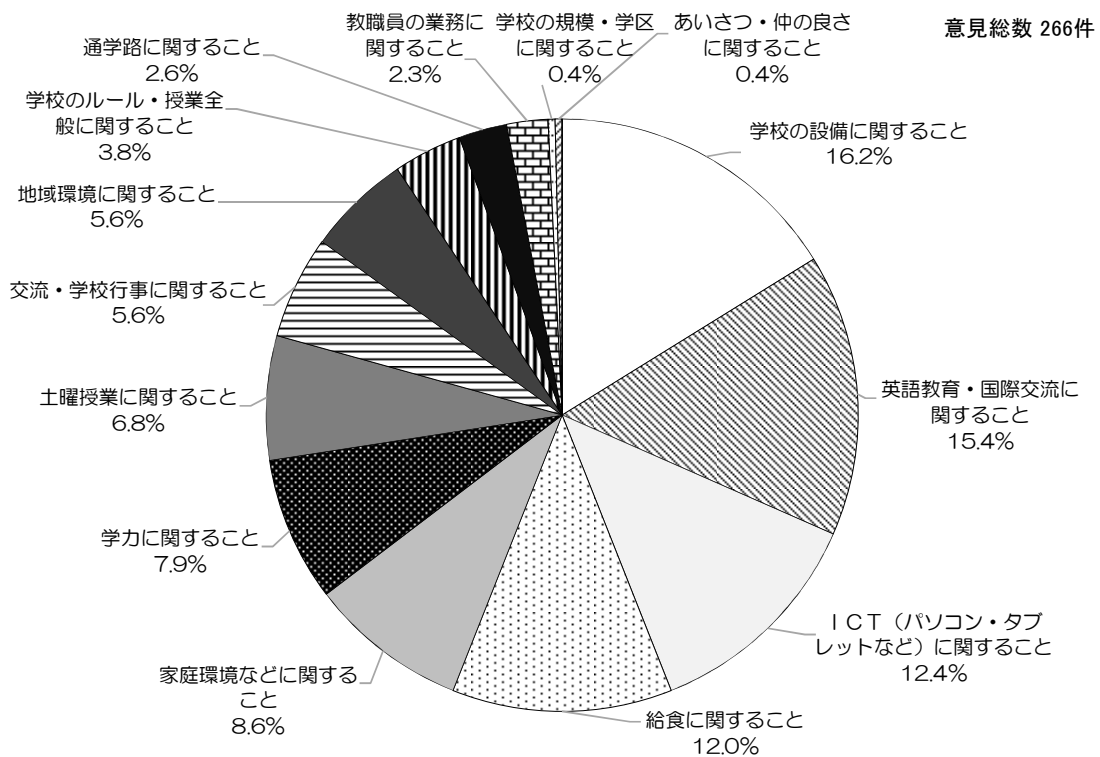


項目	件数
交流・学校行事に関する事	366
学校の設備に関する事	319
地域環境に関する事	287
英語教育・国際交流に関する事	202
学校のルール・授業全般に関する事	165
部活動に関する事	139
通学路に関する事	127
土曜授業に関する事	115
学校の規模・学区に関する事	113
ICT(パソコン・タブレットなど)に関する事	109
学力に関する事	98
小中一貫校に関する事	84
教職員の業務に関する事	84
あいさつ・仲の良さに関する事	79
給食に関する事	70
家庭環境などに関する事	49
合計	2,406

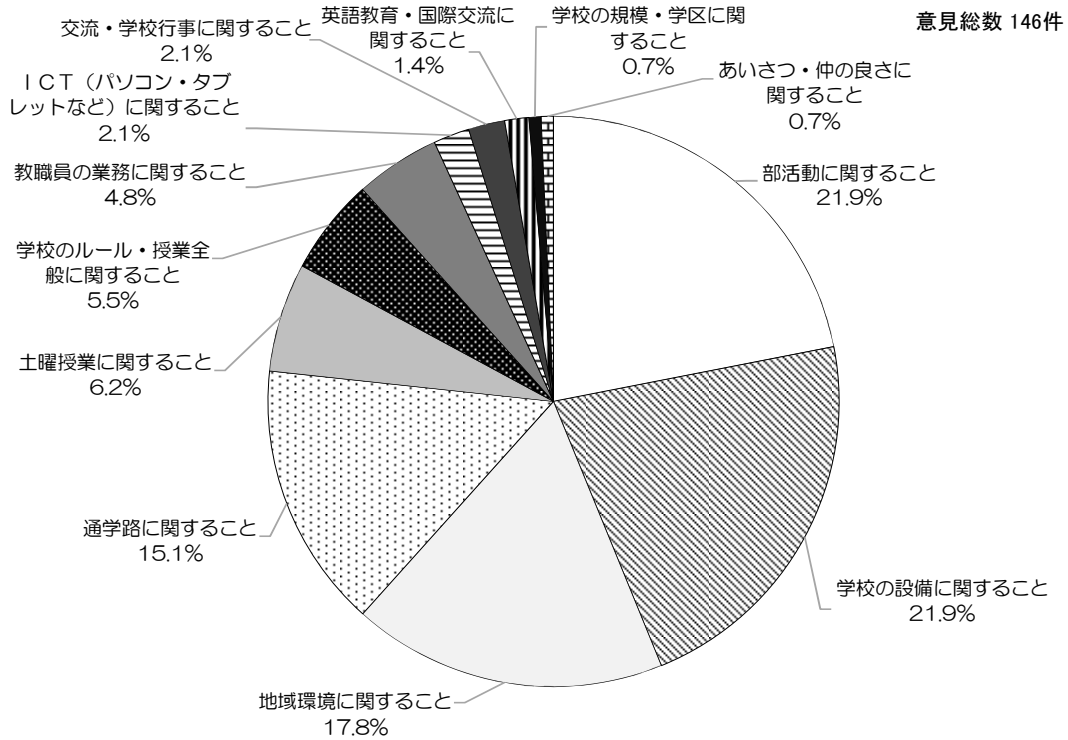
1 成田中学校区



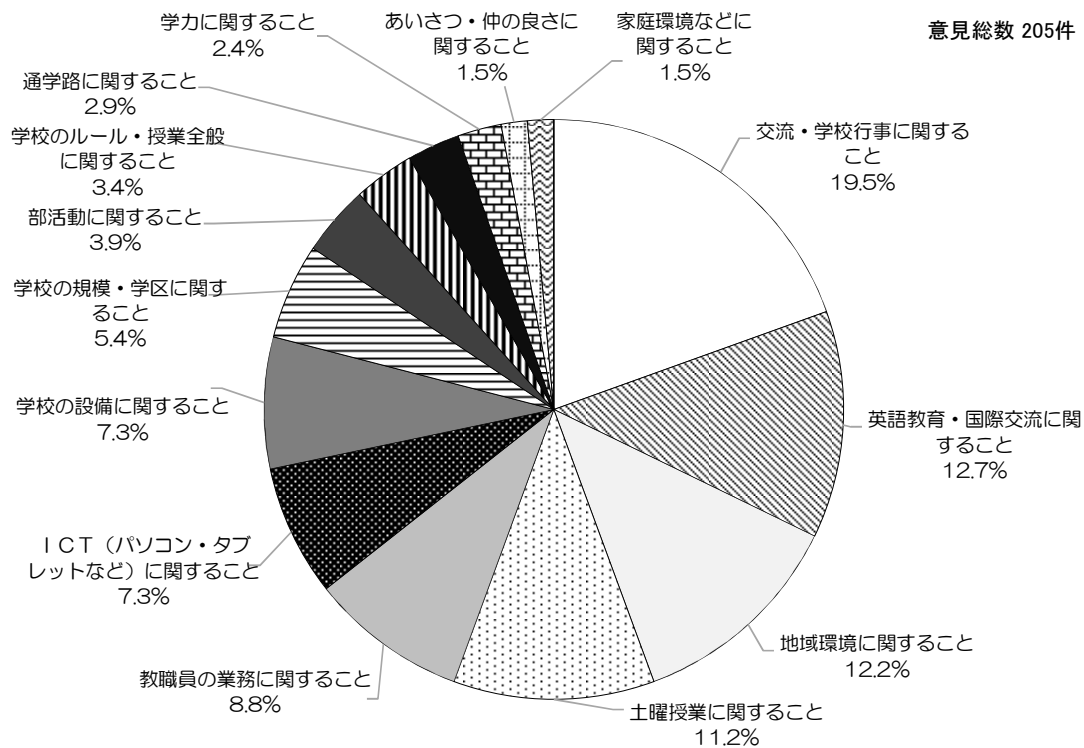
2 遠山中学校区



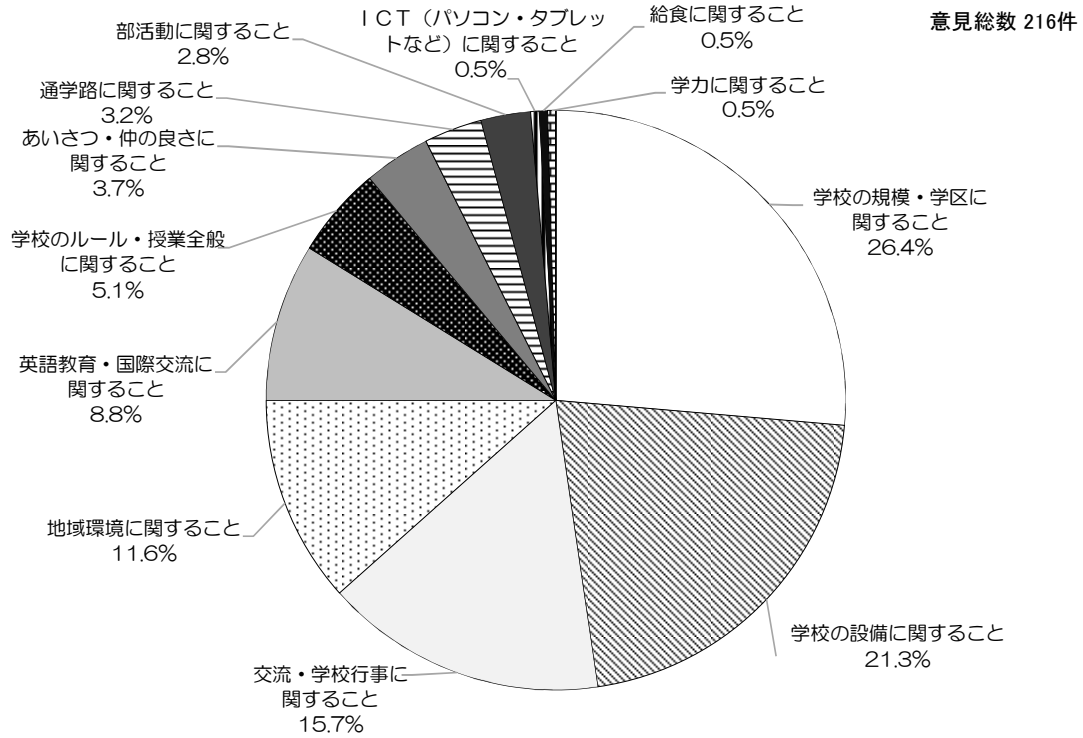
3 久住中学校区



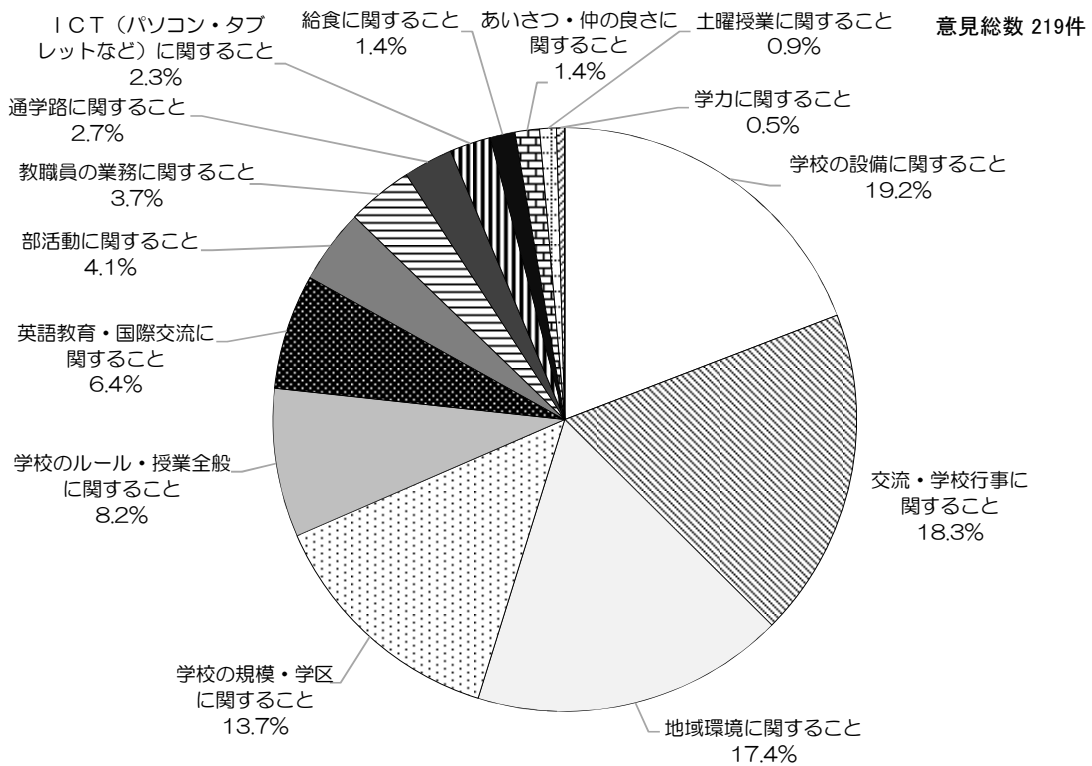
4 西中学校区



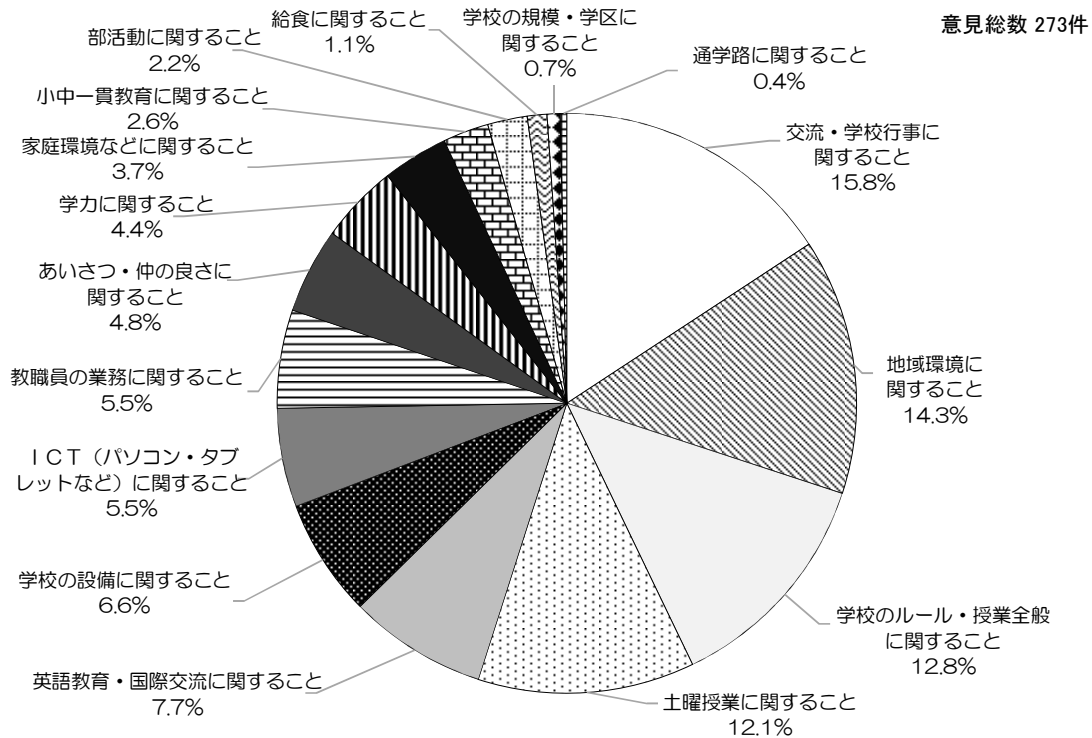
5 中台中学校区



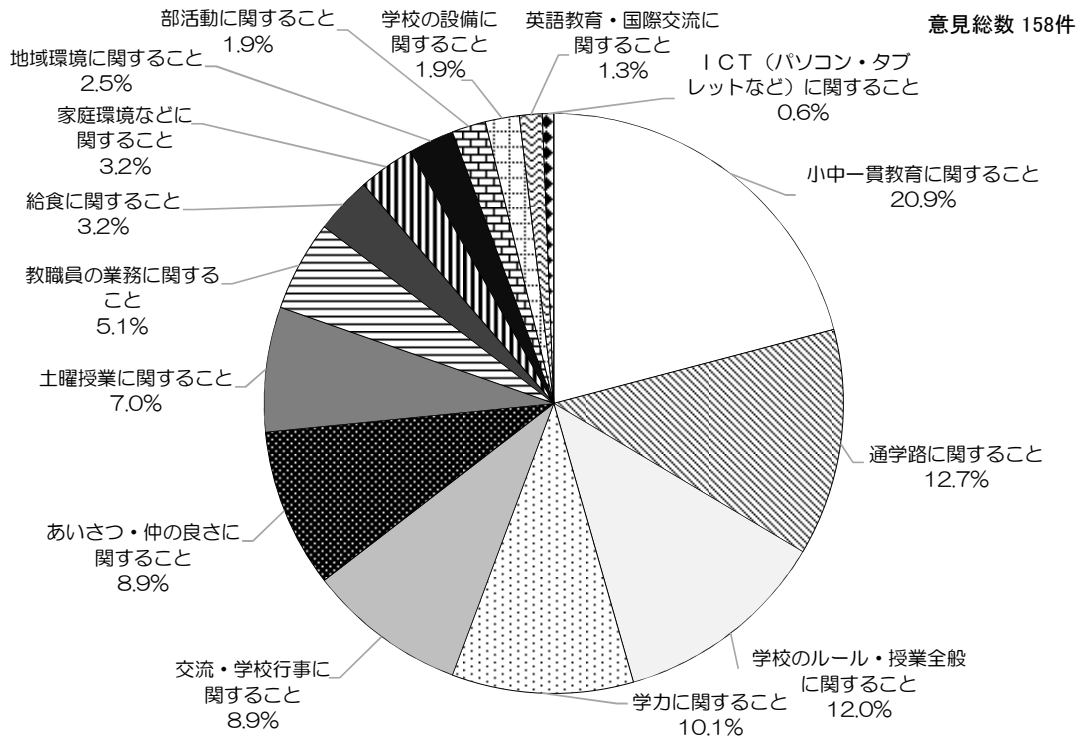
6 吾妻中学校区



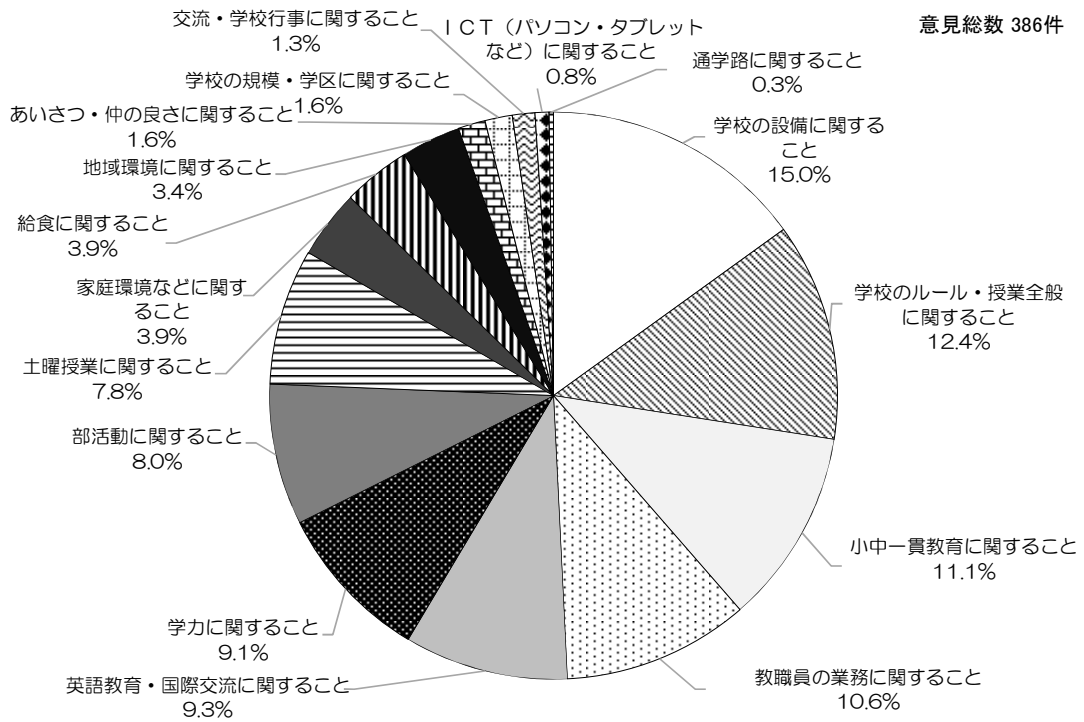
7 玉造中学校区



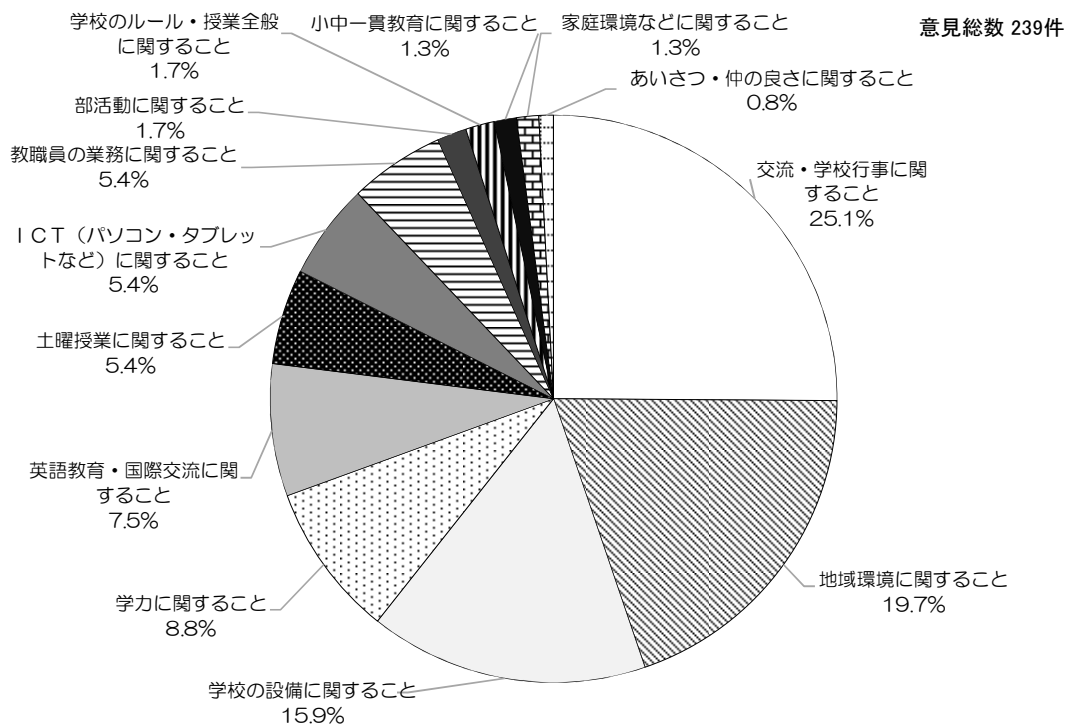
8 下総中学校区



9 大栄中学校区



10 公津の杜中学校区



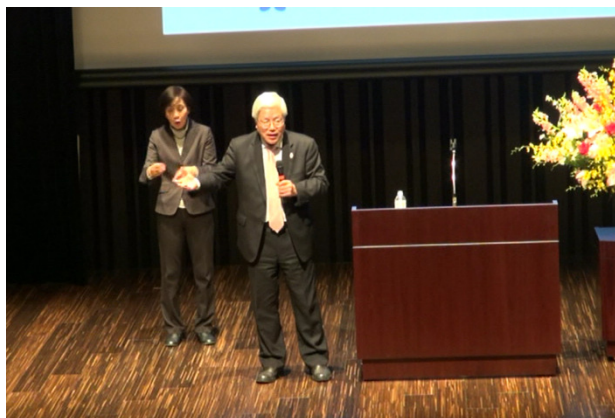
7. 学校教育フォーラムの開催概要

【学校教育フォーラムの概要】

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催目的 | 小中一貫教育の取り組みや、国際理解教育の重要性、学校と地域の連携、ICT 活用の可能性など、小学校・中学校の義務教育のあり方が変革を迎えつつある中で、次代を担う成田市の子どもたちの未来のために、成田市ならではの環境や特性を生かしたこれからの学校教育のあり方を考え、また、現在の成田市の学校教育の今後の方向性について、市民に理解いただく機会とすることを目的とした。 |
| 2. 開催日時 | 平成 27 年 12 月 20 日（日曜日）午後 2 時～4 時 |
| 3. 開催場所 | 成田市文化芸術センター・スカイタウンホール |
| 4. 参加者数 | 150 人 |

【学校教育フォーラムのプログラム】

1. 開会
2. 開会のあいさつ：関根副市長
3. 基調講演：明石 要一氏（千葉敬愛短期大学学長）
 - ・テーマ「千里を照らして一隅を守る教育」
4. 「成田市学校教育振興基本計画（素案）」の紹介：関川教育長
5. パネルディスカッション
 - ・基本テーマ：「成田市の子どもたちの未来のために、これからの学校教育のあり方を考える」
 - 視点① 地域とともにある学校づくりと小中一貫教育校の今後のあり方について
 - 視点② 成田市の国際理解教育・外国語教育のあり方・今後の方向性について
 - ・コーディネーター：明石 要一氏
 - ・パネリスト：太田 洋氏（東京家政大学人文学部教授）/上田 明日見氏（元成田市国際交流協会職員）/檜山 愛氏（元青年海外協力隊員）/高山 勇氏（下総みどり学園校長）
6. 閉会のあいさつ（総括）：関川教育長
7. 閉会



【学校教育フォーラムの内容】

【基調講演】

○これからのグローバル社会において、常識にとらわれず海外の文化との違いを受け入れることのできる、国際的な幅広い視野を持った「千里を照らす」ことのできる子どもの育成について語られた。さらに、日本の持つ独自の文化・技術、日本の教育力がもたらす勤勉性や正直さ、清潔さ、時間の正確性などの日本人の独特のメンタリティを再認識し、さらには成田市ならではの良さ・自慢が何かを考え、海外へと発信できる「一隅を守る」ことのできる子どもの育成についても語られた。この「千里を照らし、一隅を守る」子どもの育成の2つの視点を持って、計画の中で取り組み、2020年を見据えて成田市発の良い教育と文化を発信したいとの思いを語られた。

【パネルディスカッション】

○成田市ならではの特徴を生かし、これからの成田市の学校教育のあり方、特に英語を通じて自ら考え、発信することができる人材、国際社会や日本の発展に貢献できる人材の育成や、成田市の先進的な教育施策のより一層の充実に対する思いなど、パネリストそれぞれの立場からご意見をいただいた。

《主な意見》

- ・ **太田 洋氏**：成田市においては、まちを歩けばいろいろな国の外国人が日常的にだけでなく、学校専属のALT配置、しっかりとした教育カリキュラムなど、成田市の地の利を生かした英語教育が強みである。日常的な会話の中でコミュニケーション能力、BICS (Basic Interpersonal Communication Skills) を育てる環境が成田市には十分にあり、小中学校の卒業生へのアンケートでも「英語をより学びたい」とする回答が8割を超えることはその大きな成果である。
- ・ **上田 明日見氏**：成田市の学校においては、ALTが毎日学校にいて、学校の中を外国人の方が歩いているといった環境が日常的にあることは、他の地域では見られない成田市独自のものであり、そういった環境を生かし、伝えたい・交流したいという気持ちを醸成して国際理解の力を高めることが大切である。
- ・ **檜山 愛氏**：外国に興味を持ち、海外で活動を行う動機やきっかけになったのは、成田市の小中学校における、英語をはじめとする教育の影響が大きい。また、海外で活動することにより、日本・成田市の良さを改めて再認識した。
- ・ **高山 勇氏**：下総みどり学園の様子の紹介とともに、小学1年生から9年生（中学3年生）が同じ空間の中で一緒に集団体験をすることは有意性があり、小中一貫教育の取組を成田市全体にどんどん発信し、さらに広げていきたい。
- ・ **明石要一氏**：成田市に今後お願いしたいこととして、栄養学的な視点や、運動量の視点、社会参加や地域とのコミュニケーションの視点から、子どもの頃からの健康寿命の延伸の意識づけに取り組んでもらいたい。

【まとめ（総括）】

- ・ **関川教育長**：「いい出会いとなる機会を与え続けること」「自分は何を伝えたいのか、伝えたい思いをしっかりと持つこと」「将来にわたって学び続けたいと思えるようにすること」など、これからの学校教育を展開する上で、とても良い話を伺えた。本日のフォーラムの内容をしっかりと心に受け止め、本市の学校教育振興基本計画を策定し、地域の方々とともに実践してまいりたいと思う。

成田市学校教育振興基本計画
なりた
輝くみらいNARITA教育プラン

発行 成田市教育委員会
編集 教育総務部教育総務課
〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
電話 0476 (20) 1580
発行日 平成 28 年 3 月
登録番号 成教総 15-053